

第七十一回国会 参議院文教委員会會議録第二十七号

昭和四十八年九月十三日(木曜日)

午前十一時七分開会

委員の異動

九月十三日

辞任

梶木 又三君
志村 愛子君

補欠選任

高橋雄之助君
片山 正英君

出席者は左のとおり。

委員長

永野 鎮雄君

理事

久保田藤磨君
楠 正俊君
松永 忠二君
宮之原貞光君

委員

片山 正英君
金井 元彦君
志村 愛子君
高橋雄之助君
棚田 四郎君
中村 登美君
濱田 幸雄君
二木 謙吾君
宮崎 正雄君
小林 武君
鈴木美枝子君
安永 英雄君
内田 善利君
矢追 秀彦君
萩原幽香子君
加藤 進君

国務大臣

文部大臣

奥野 誠亮君

政府委員

警察庁刑事局長 田村 宣明君
文部大臣官房長 井内慶次郎君
文部省初等中等 岩間英太郎君
教育局長
文部省大学学術 木田 宏君
局長 安嶋 彌君
文部省管理局長
事務局側 渡辺 猛君
常任委員会専門 局大学課長 大崎 仁君

説明員

文部省大学学術 大崎 仁君
局大学課長

本日の会議に付した案件

○国立学校設置法等の一部を改正する法律案及び国立学校設置法の一部を改正する法律案について

○委員長(永野鎮雄君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。本日、梶木又三君が委員を辞任され、その補欠として高橋雄之助君が選任されました。

○委員長(永野鎮雄君) 国立学校設置法等の一部を改正する法律案及び国立学校設置法の一部を改正する法律案について、前回に引き続いて質疑を行います。

質疑のある方は御発言願います。

○内田善利君 私は、筑波大学の問題と関連しますが、七月十七日当時、福岡で起こっておりまして福岡医科大学の問題、これを質問する予定でございましたけれども、強行採決のために質問できませんでしたので、それとこのう、おとこの文

部省の医科大学、医科大学に対するやみ寄付金の問題、あるいは今後の医科大学、私立医科大学に対する助成、予算の関係、そういったことを、まず、質問していきたいと思っております。特に、福岡医科大学の現在の理事会のあり方、これがやはり筑波大学の評議会、あるいは参事会等の基本的なあり方と関連があると思っております、そういったことから質問を始めていきたいと思っております。

まず、第一に、今日までの警察庁見えていますが、警察庁、まだ見えてないようですから、それでは警察庁が見えるまで、文部省にお尋ねいたしますが、八月十三日付で東京医科大学の教授である桐野教授を休職処分しておりますが、これは教育公務員特例法の第十条によつて「大学管理機関の申出に基いて」ということになっておりますが、いづつという管理機関によつて申し出があったのか。それをまずお聞きしたいと思っております。

○政府委員(木田宏君) 手続は、教育公務員特例法の定めるところでございます。評議会の議を経て学長の申し出が文部大臣にございまして、八月十三日、文部大臣が休職処分をいたしましたものでございます。

○内田善利君 休職処分ですけれども、これは大学設置審議会の専門委員、それから学術審議会の委員、私立大学、視学委員をしておるわけですが、けれども、こちらのほうはどういうふうになっておりますでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 桐野教授は、事件が起こりまして、取り調べを受けられるようになりました直後に、大学設置審議会の専門委員を当時しておられました、専門委員の職につきましては辞職願ひが出てまいりました。よつてこれは、そのお申し出に基づいて、七月何日でございますか、ちよつと覚えておりませんが、お申し出を受けま

して、直ちに大学設置審議会の専門委員のほうは、解職をした次第でございます。

○内田善利君 大学設置審議会専門委員は辞職願ひが出たわけですが、医科大学のほうは辞職願ひは出てないわけですね。

○政府委員(木田宏君) 桐野教授からは、大学設置審議会の専門委員と、それから学術会議の会員についての辞職願ひが出たというふうに承知をいたしております。

教官の身分のことにつきましては、本人からの辞意の表明という段階まで至っておりません。起訴されましたに伴いまして、公務員法の規定による起訴手続の手続がとられた次第でございます。

○内田善利君 これは、浪速医科大学、それから関連の私立大学の医学部のこういった不正事件を起しておる。しかも、文部省のタッチしている大学設置審議会の委員をしているという方が、こういった不正事件を行なっている。いまから、その模様については警察庁のほうから説明していただきますが、これが休職処分ではないのかどうかという問題ですね。というのは、福岡医科大学も、あれだけ手錠をかけられ起訴された、勾留されたそういった方が、まだ大学に居すわつて、理事として今後の運営をはかっているというところ。そういうことが、県民ももちろん、九州にたつた一つの私立医科大学です、私たちが非常にこれが発展を希望するわけですが、そういう大学にしたいけれども、もう少しすっきりした形で正常な運営がなされていってこそ、今後のほんとうに地域社会に囑望される大学になるんじゃないかと、このように思ふんですけれども、この点はこれで妥当と、文部大臣はお考えでしうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) いま問題になっておりますものが、訴訟の上におきましても明確な犯罪と確定になりました場合には、当然、懲戒処分には

される性格のものだと、かように考えるわけでございます。

しかし、現在の段階におきましては、まだ起訴されて、事件が係属中でございますので、その間は休職処分にするというのが従来からの取り扱いの例になっておるわけでございます。したがって、いずれ明確になりました段階において必要な処分はとらなければならないと、かように考えておるわけでございます。

○内田善利君 私は、高等学校の経験から申しますと、高等学校では、学生が警察官になったというだけでも、退校処分、こういうふうな厳重な処分がなされるわけですが、私は、こういった、日本の今後の大学のあり方を根本からくつがえすようなこという不正事件、これを休職処分ということは、これはもういかかと、このように思うんですね。もう少し厳正な文部省の姿勢がほしいかなと。というのは、この間一番最後に小林委員からも質問がありました。この大学設置審議会には木田局長も安嶋局長も一緒に顔を並べていらっしゃる。そういう立場からもう少し厳正な姿勢がほしいと、このように思うんですね。けれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 本人は、この問題について、自分は潔白だと、こう言っておられるわけでございます。しかし、現に起訴されてその事件は係属中でございます。そういう場合には、国家公務員法に基づきまして、その意に反しましてこれを休職処分にするというのが規定がございますので、それに基づきまして休職処分をさせていただきます。そして、もとより、その非行のあったことが客観的に明確になりました場合には、国家公務員法に基づきまして、また、懲戒処分として免職等の処分をすることができるといことになるわけでございます。本人が自分は潔白だと、こう言っておられる限りにおきましては、気持ちとして内田さんが持っていたらっしゃるような懲戒処分はできない、しかし、その意に反して休職処分にはすることができ。これ

がいまの国家公務員法のたてまえでございますので、その点につきましては御理解をいただきたいと思ひます。

○内田善利君 私、罪を憎んで人を憎まない考え方で言っているわけですが、やはり国内に与えた影響というものは非常に大きいと思うんですね。そういった見地から申し上げておるわけ

です。それでは、警察庁がお見えになったようですから、この問題について、現状での概況を御説明願いたいと思ひます。

○政府委員(田村宣明君) 福岡歯科大学の設立認可をめぐる汚職事件の捜査の状況でございますが、この事件につきましては、七月の中旬に事件の検挙に着手をいたしまして、現在まで捜査を続けまして、なお、現在捜査が続行中という状況でございます。

それで、現在までの状況でございますが、取りまとめ申し上げますと、一つは贈賄の事件でございます。当時、大学設置審議会の委員でございました東京医科大学教授の桐野忠大、これが収賄者でございまして、贈賄者としていたしまして、当時福岡歯科大学専務理事の七熊治夫、それから理事長穂坂恒夫、常務理事徐三春、評議員力武清士、委員の笠原裕彦、それから同じく委員の染谷広美、この六名が贈賄者側で、いずれも逮捕をいたして捜査を進めております。

この事件の内容は、御承知のように、福岡歯科大学の設立認可につきまして有利便宜な取り計らいをしてもらいたいと、こういう趣旨で、この六名の贈賄者が桐野教授に対しまして、四十六年二月上旬ごろに現金五十万円と四十五万円相当の日本刀一振り、贈賄、収賄した。それからもう一つは、四十六年十月六日ごろに、設立準備委員でありました七熊、笠原から現金百万円の贈賄、並びにこれに対する桐野の収賄。それから四十七年の三つ目でございますが、二月二十四日ごろに、準備委員でありました笠原から現金三十万円をそれぞれ同様の趣旨で贈賄、あるいは収賄し

た。こういう事実でございます。現在まで私も聞いておりますところでは、桐野、七熊、笠原、徐の四名が贈賄罪でそれぞれ起訴になっておるわけでございます。

それからもう一つ、徐につきましては、業務上横領の事件で、当時、業務上保管中の同大学の資金の中から、四十六年の末から四十七年の初めにかけて現金九百万円を横領したということに送致をいたしておりますが、これについては、まだ起訴処分になったというふうには聞いてございません。現在まで警察側で捜査をいたしまして、事件としてこれを取りまとめ送致をしたというものは、ただいま申し上げたようなことでございます。なお、現在捜査を続けておると、こういう現状でございます。

【委員長退席、理事久保田藤麿君着席】

○内田善利君 その起訴された中で、現在理事として、まだこのような理事会が開かれておるわけですが、理事として存続している人は何名おりますか。あるいはその中で理事は何名だったかですか。

○政府委員(田村宣明君) 現在、理事であるかどうかにつきましては、私も、直接、何と申しませんが、現在の捜査に直接あつたわけはございません。で、私ちょっといまここで承知をいたしておりますが、当時の状況でございます。穂坂が理事長といたしまして、徐が専務理事、力武が評議員、それから笠原と染谷は準備委員ということになっております。

○内田善利君 七月の二十六日ですね、大学設置審議会で、超水増しになっている同大の学生定員を改善するということ、学長等教育担当側に比べて理事者側の発言力が強過ぎるなど、学校組織面での問題点を改める必要があると、このように大学設置審議会できめて、そして文部省に九月上旬までに具体的に改善策をつくるように要望したというところでございますが、これは事実ですか。

○政府委員(木田宏君) 福岡歯科大学につきましては、ことしの春、入学定員百二十人で開学をい

たしたのでございますが、実際には、入学定員をはるかに上回ります二百七十一人を入学させたという実情が伝わってまいりました。そこで、文部省といたしましては、四月の十七日及び五月の七日に、穂坂理事長並びに七熊常務理事を呼び、事情を聞きましてともに反省を促したのでござい

ます。また、事件が起きましたあと八月十八日に、灘吉学長からその後の事情を聴取いたしました。特に受け入れた学生に対する措置、今後の体制の立て直し等につきまして強く意見を申し上げた次第でございます。一方、大学設置審議会におきましては、現地に調査に向かしまして事情も承知をいたし、現地の注意も与えたのでござい

ますが、先般、大学設置審議会の常任委員会、これは九月十一日に開催されました大学設置審議会設置分科会の常任委員会におきまして、視察結果を含め、入学定員超過問題について指導すべき事項をとりまとめ、この月末に予定をいたしてお

ります設置分科会の総会にはかつた上で処置をするということにいたしておる次第でございます。○内田善利君 警察庁にもう一言聞いておきたいと思ひますが、逮捕者は現在六名ですね。

○政府委員(田村宣明君) 逮捕者につきましては収賄側が桐野一名、贈賄側が当時の穂坂理事長以下六名、合計贈賄者側が六名、それから業務上横領事件の被疑者として一名でございますが、この一名は贈賄の被疑者と同じ人物でございますので、合計いたしまして逮捕者は七名ということでございます。

○内田善利君 そうしますと、そのうち理事長、理事、合計五名ということですね。そうしますと、参考人として事情聴取をした方は何名ですか。それと、現在まだ捜査中ということですが、その後の発展の可能性ですね、この二点だけお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(田村宣明君) 現在まで事情をいろいろお聞きした参考人の方、それからこの被疑者でいま申し上げました者を含まして約四百六、七十名について事情をお聞きいたしておるとい

とでございます。それから、今後の状況はどうかというところでございますが、御承知のように、捜査はいろいろな要素がからみまじりなかなかに見通しをつけにくいのが通常でございますけれども、現在なお、適当な表現かどうかわかりませんが、捜査を何と申しますか、終了した、あるいは打ち切ったという状況ではございませんで、なおかつ捜査すべきものがございますので、それについて捜査を進めております。したがって、そういう意味におきましては、今後なお、そういう捜査の余地というものが残されておるといふことで、どの程度にそれが延びるとか、進むといふことにつきましてはなかなかはっきり申し上げにくい事柄でございますけれども、なお、捜査を進めておりますので、現に毎日捜査員は捜査をやっておりますので、そういう意味では若干進むと申しますか、延びると申しますか、そういう点は考えられようかというふうに思います。

〔理事久保田藤麿君退席、委員長着席〕
○内田善利君 もう一言聞いておきます。

山下県警本部長が取締側が桐野一人だけではないと考えるのは常識的に当然だと、現況から見ても当然だと、そのように言っておられること、これは私大審判関係の疑惑がかなり固まっているのではないかと質問に対して、そのとおりだと、このように答へられておられますが、これは県警本部長でないから答へはむずかしいと思ひますが、この点はいかがでしようか。

○政府委員(田村宣明君) 山下本部長の発言がどの時期のものでございませうか、それによりましてまたいろいろ本部長の発言、そのいふ発言をされたといいたしますならば、推測のいたしたかたもいろいろございしますが、本件捜査に着手をいたしました当初、あるいは前半あたりの御発言であるとしたれば、当時の何と申しますか、捜査当局の希望なりあるいは意欲なりとして、そういうふうなことは当然考へ得ると思ひます。

それで、その後の捜査の状況で、現在の段階でどうかということになりますと、どういふところ

に疑いがある、いま捜査を進めておるといふようなことになりまして、たいへん具体的にたすの、特定の、いま御発言にございましたような特定の範囲をいぼって、そこにいま疑いがあるかどうかというふうなことはなかなかはっきり申し上げにくいことではなからうか。当初として、そういうふうな方針といひますか、意欲での捜査というところ、だんだんそれが捜査が詰まってきたりまして、この段階であの委員は、どの範囲がどうだといふふうに言われまして、なかなかその点はつきり名指しといふほどいふの、御質問はつきりしたあれではございせんけれども、相当詰まってきた感じがございせんけれども、なかなかつきり疑いがあるといふと、あるいはございせんといふことはちよつと申し上げにくいような事柄じゃないかと思ひますので、そこらにはひとつおくみ取りをいたしたいと、こういうふうに思ひます。

○内田善利君 この事件は、いま警察庁から報告がありまして、今後の私大について非常な大きな問題を示唆しておると思ひます。それから、浪速医科大学、松本歯科大学、また福岡歯科大学と、このように非常に文部省としては、抜本的に考えなければならぬときわにきていて、このように思ひますが、この中で、文部大臣は、認定基準に達しておれば認定せざるを得ない、このようにおっしゃっているわけですから、銀行から借り入れてにせの寄付者をつくっておったとか、あるいは登記をこまかしておったとか、あるいは都市計画法の規制から除外される病院として建築許可をとっておったとか、いろいろな問題がこれに付随しているわけですね。それに水増し定員、これも二・三倍といふ、これではたして専門教育ができるのだからと、どういふ設備で、どのようにやっていくんだらうかと心配するわけですから、こういう計画が出されて、それを認可されたわけですから、もう一度、資金計画を再提出させるべきではないか、あるいははさせていらつしやるかもしませんが、もう一

度という資金計画になつてゐるのか。借金も相当かかえてそのまゝになつておるようですが、九州にたつた一つしかない歯科大学です、まさかこれをつぶそうとは考へておられないと思ひます。それから、もう一度再提出させてつきりした形でいくべきじゃないか、このように思ひますが、いかがですか。

○国務大臣(奥野誠亮君) いま内田さんがちよつとお話になりましたように、私立学校につきまして文部省の持つております権限、これには限界があるわけではございません。現在の学校教育法、私立学校法、これに基づきまして私立学校なりあるいは学校法人の設立ないし設置につきまして認可をする。同時にまた、問題がありました場合に、閉鎖をするとか、解散を命ずるとかいう権限があるわけではございませんで、中立的な監督権限、これは持たせたいといふ考へ方から立てていまの私立学校法が制定されておるわけではございません。同時に、従来の運営にあたりまして、法定された条件が整つてゐるなら認可を与えなければならぬといふ考へ方において進められてまいりましたのでございまして、そういうところに問題がありましたので、私としては、やはりこのままでは問題が多い。立法的な方途もあわせ考へて善処をしていかなければならぬ、こういう気持ちでおるわけではございません。もとより、法定の条件を満たしておるかどうかにつきまして、十分な事務当局も調査をしてきたわけではございますけれども、資金を有意にたと言われることにつきましても、それなりのいろいろな角度から調査をしてございますけれども、実態が見えきつめられていないか、たといふ点があったらございまして、再提出させてはどうか、文部省が持つておる権限としてはそういうこととはできない。もとより、指導助言、これはそれなりの責任を負つておるわけではございますけれども、その指導助言も監督的な運営のしかたはできないといふようにわざわざ法律で歯どめがそこにもなされておると、こういうたてまえで進んで

ております点、ぜひ御了解を得ておきたいと、かように考へるわけではございません。しかし、そういう監督的なことになしに、いまの実態につきまして非常に問題が多いわけではございますので、運営につきまして積極的な指導助言を行なつていきたいといふ考へでおるわけではございません。

○内田善利君 私は、やはり行政的な指導助言はすべきではないかと、あるいはそれがなされなければ、大学設置審議会の委員としても二人も局長さんが入つておられるわけですから、これがこのまま桐野教授一人の問題として私は済まされたい問題は、福岡歯科大学、このように思ひます。というの、松本歯科大学等、こういう一連の事故が起つてゐるわけですから、逃げないで、もう少し指導助言をしていただきたいと、こう思ひます。この設置のときに、いろいろな理事の方方もいらつしやるけれども、福岡市建設局のお話では、都市計画法の規制から除外されている病院として建築許可が出ているわけですから、これが大学本部として大学の機能を果たしておるといふ問題、これは違反建築ではないかといふ問題、これなどはどのように判断しておられますか。

○政府委員(安嶋彌君) 実は、建築基準法の問題は、ただいま私は初めて何う問題でございまして、たゞに実情につきまして調査をいたしたい。その上で適切な指導を加えたいといふふうに考へております。

○内田善利君 これは新聞にも出まして、都市計画法の規制から除外された病院といふことで建築されているわけですね。ところが病院——もちろん病院ですけれども、それは大学の本部としての事務局、その他一切が置かれておるといふことは、違反建築ではないかと、こういう問題です。では後ほどその考へをいただきたいと思ひますが、そこで、もう一つ聞いておきたいことは、定員が百二十名で二百七十一名の水増し入学を許可したわけですから、これはやはり現代の私立医科大学、また歯科大学の経営の問題もあらうか

と思ひますけれども、あるわけですが、この二百七十一名で、私も技術の学校を出たわけですが、専門コースに入った場合に教育ができるのかなと、このように思ふんです。大体歯科大学というのは、大体これぐらいが適当という標準もあらうかと思ふんですね。医科大学ではこれぐらい、まあ大学の工学部でいえば、電気工学科はこれぐらい、応用化学教室はこれぐらいあるわけですが、歯科大学の場合は、百二十名の定員で二百七十一名、これではたしてその専門コースに入つた場合に教育できるのかと、このように思ひます、この点はいかがでしょう。

○政府委員(木田宏吉) 御指摘のように、専門領域によりまして、一学年の規模というものはおのずから限度があるのでございまして、医学並びに歯学の領域につきましては、大学の設置認可をいたします場合、一学年の一応限度を現在のところ百二十人というめどで審査をいたしておる次第でございます。最近、設置をされております歯科大学につきましては、一応百二十人という入学定員の学校が大部分でございます。国立につきましては、かなり入学定員もこれより小そうございしますが、一応大学のあり方としては、医学、歯学百二十名ということで、今後も考えていく必要があらうかと思つております。それに対して、福岡歯科大学のように、二・三倍も学生を入れるというの、これはなほ遺憾なことであり、また、そのための学生指導等につきましては、今後も十分に注意を促し、指導を加えていかなきゃならぬと思つておりますが、福岡歯科大学から聞いておるところによりますと、一応百二十名といたしましたが、現在の進捗課程の教官の基準は八名なんでございますが、現在十八名の教官を入れておるようでございます。人数の上だけから申しますと、一応、二倍近い学生定員をとつたことに対して、基準の二倍の教官を配当しているというふうに理解はいたしております。しかし、あと、設備その他につきましても、いろいろな指導上の無理も重なつてくることを設置審議会の関係者も心配をいたし

まして、先般の常任委員会でも来年度の募集を抑制するといふことが望ましいといふような見解が出ておる次第でございます。

○内田善利君 私立医科、歯科大の水増し入学ですけれども、福岡歯大だけではなくて、城西歯大が一九、鶴見女子医大歯学部が一九、岐阜歯大ですか、これが一九、それから松本歯科大学は一・八と、このように歯科大学は軒並みにこういう水増し入学を許しているわけですから、四十五年開設の城西歯科大学、鶴見女子医大歯学部、これ一九・九なんですね。四十六年、四十七年と、また四十八年と、このように歯科大学はまだほかにあります、全部四割。一割増しの学校、これは医大ですね。ほとんど歯科大学になりますと、七割、八割、九割という水増しをやっているわけですから、こういうことに対する指導はなされたわけですか。なされたにもかかわらず、福岡歯大の理事会は水増しを決定したのか、この辺はどうなんですか。

○政府委員(木田宏吉) いま御指摘がございましたように、歯の歯科大学はかなりこの場合も受け入れました入学者の数が相当定員より大幅に上回つております。この点は遺憾なことでございますが、新設の歯科大学でなくて、既設の、すでに完成をしております歯科大学につきましても、全部合せて八割も多いというふうなたいへん残念な状態でございます。設置審議会におきましては、新設の学校の場合、特に医学、歯学につきましては、入学定員の厳守というのを強く要望し、注意もいたしてまいつております。また、完成年次に至りますまでの間、毎年審議会の委員が視察に参りまして、その状況もチェックをし、必要な注意を促しておるのでございますが、今日までの実態で、その改善のあとがはかばかしくないという点は、たいへん残念なことだといふふうに考えております。

○内田善利君 まあ、長くなりますので、これでやめますが、それからもう一つふしぎなのは、福岡県で起こつた事件であります、福岡県議会で

は全然この福岡歯大のことについて審議がなされていない。七月十五日に本会議を開いたけれども、与党の議員が出席しなしたために、七月十五日は議長が出席要請をしたけれども応じないで一日延期して、その日は散会した。十六日に再開したけれども、審議拒否のために流会になったと、そういうふうなことから、いまだにこの問題については、県議会では全然審議がなされていない。知事の説明あるいは釈明、そういうことも全然行なわれてない。そのため県民が非常に不安とふしぎに思つている状況なんです、まあこういう状況から見ても、先ほど警察庁のほうでは、まだまだ捜査続行中だといふことですが、こういうことはやはり県民はもろもろ国民の不安をなくするといふことで審議が行なわれて、また、知事のことについても、新聞報道を見ますと、疑惑がかかっているわけですから、釈明をしていくべきである、あるいは説明をすべきであると、このように思ふんですけれども、そういうことがなされてない。非常に遺憾に私は思ふわけですから、この点について、大臣はどのようにお考えかお聞きしておきたいと思ひます。

それと、西日本で五百人のコンピュター調査が行なわれたわけですが、その中で一番大きかったのが、教育を食ひものにする学校屋だといふ声ですね。これは教育でなくて商売だといふ非常に強い回答があつていられるわけですが、私たちがやはり私学の実績というものを認めながらも、やはりこういう商売になつてしまつたのでは国民の批判を受ける、このように思ふわけですね。国公立の拡充、新設をはかつて先生を養成していけと、こういうコンピュター調査による調査が出ておるわけですから、こういう県民の声、国民の声、これを十分大臣聞いていただいて、今後の私立大学、特に医科、歯科大学に対する施策を十分行なつていただきたい、このように思ふんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(奥野誠亮君) 前段の福岡県議会において論議が十分行なわれていないというお話、初めて伺つたわけでございます。こういう問題につきましては、できるだけ全貌を明らかにしなければならぬ。できるだけ早くそういうことができて、多くの疑惑を解いてもらいたいものだというところを強く希望している一人でもござい

後段の問題につきましては、お説のように、積極的に国公立の医科大学、歯科大学の増設につめていく所存でございます。

○内田善利君 この裏口入学の問題ですけれども、先ほどお話ししましたように、まだ全然解決していないわけですが、いまもお話ししましたように、社会的なモラルからいっても、私は、先ほど警察庁からお話がありましたが、六人の理事がまだ理事の地位におつたといふのは、これはもう社会が認めないんじゃないかと、そのように思ふわけですね。つかまつて手錠をはめられて居るわけでおつた、このことの影響は、これは事、教育問題であるだけに非常に大きい、このように思ふわけですね。八月十一日の父兄後援会が開かれて、非常に正義感の強い父兄の一人は疑惑の理事は退陣せよとまで言つていられるわけですね。議決までにはなつていないのですが、このように父兄の中からも出ておると、非常に私は理事が責任をもう少し感ずべきじゃないかと、このように思ふんですけれども、この点はいかがでしょう。

○政府委員(安嶋彌君) 御趣旨については全く同感でございます。現在、役員の中で起訴されております者は、先ほど警察庁からも答弁がございしましたように、常務理事の七名と同じく常務理事の徐、この二人でございます。理事長の穂坂氏につきましては、私どもは処分が保留になっておるといふふうに伺つております。いすれにいたしましても、こうした非常に大きな問題を起したわけでございますから、少なくとも、ただいま申し上げました三人の役員につきましては、役員を退いてもらいたいというのが私どもの考え方でございます。先般の松本歯科大学の際におきましても、

起訴並びに起訴猶予の処分を受けた役員に過ぎませんが、すべて退陣をしてもらったわけでございますが、福岡の場合も同様の措置をとるべきものと考へております。ただ、刑事局長からの答弁にもございまして、松本の場合は、あれは捜査が着いたしまして、その後をうした措置をとったわけでございますが、福岡の場合は、まだ捜査が継続中ということでございます。したがって、私どもの基本的な考え方はいま申し上げたとおりでございまして、役員を文部省に出頭していただいて、そしてそのことを直接申し上げるという手続は実は遺憾ながらとれておりません。捜査中の事件につきまして、関係者を役所に呼び出すというものは、これは一般的に捜査当局に対して遺憾をしなければならぬ状況であるという判断をいたしております。そうした手続はまだとっていないわけでございますが、現在、理事長代行の藤井實蔵氏、それから学長等に對しましては、こうした文部省の方針を伝えて善処するように求めております。なお、新しく発足いたします再建役員組織につきましては、事前に文部省と十分相談するようにとりこめ、あわせて申し上げております。基本的には御指摘のような方向で指導、助言につとめておるといふ状況でございます。

○内田善利君 大学設置審は、十一日の常任委員会で福岡歯科大学に対して四十九年度の学生募集を抑制し、できれば募集しないことが望ましいという勧告を行なうことをきめられたそうですが、これを九月二十七日の設置審の総会で正式に決定して大学学術局長名で大学に通知されると、これはそのとおりですね。

○政府委員(木田宏君) そのとおりでございます。設置審といたしましては、すでにことしの六月五日委員が現地に出向いておりますが、現地で視察し、ことしの入学状況と校地、校舍、教員組織の整備状況、図書その他の整備状況等を視察をいたしまして、それに基づきまして勧告すべき内容を取りまとめた次第でございます。

○内田善利君 福岡歯大ですが、ほかの、先ほど申しました一・九倍の水増し定員をしていようなどころは、これはどうですか。

○政府委員(木田宏君) いずれも、現在までまだ学部が完成に至っていない、いわゆる未完成の大学につきましては、各大学ごとに視察に出向きまして、そして毎年毎年指導すべき内容を取りまとめ、注意を促すという措置をいたしておる次第でございます。ただ、一般的に申し上げて、入学定員が必ずしも的確に守られていないという問題につきましては、これはもつと別の観点から検討しなければならぬ行政上の課題もあらうかと考へておりますが、他のいろいろな大学に対してどのような指導をするかは、大学ごとに個別に設置審で相談をいただいている次第でございます。

○内田善利君 そういふふうな指導があつて、それでも経営の都合上、水増し入学が続くというふうな場合はどのようにされますか。解散命令というふうなことも考へられるわけですか。

○政府委員(木田宏君) たびたびこうした機会にも御指摘をいただいていることでございますが、基準が的確に守られていないという点につきまして、基準自体の問題も考へなきやならぬ点があるろうかと思ひますけれども、しかし、どうしても必要な基準が守られないという事態の是正の方策もあわせて検討を進めたいというふうに思つておるところでございます。

○内田善利君 九州でやつと私立歯科大学ができただけですけれども、この設立資金として約三十八億円投入しておる、このように聞いております。そして、そのうち二十六億円が借金だったと、そういうことなんですか、これはどうでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) そういう新聞報道があるということは承知をいたしておりますが、私どもが、四十七年の三月三十一日現在で公認会計士の監査報告を経た書類によりますと、正味資産が約三十億あったということでございます。その後、四十七年の八月三日の登記簿上の資産総額は

三十三億、正味資産が三十三億というふうになっております。また、四十八年の三月三十一日現在、これも公認会計士の監査報告を経た金額でございますが、正味資産が三十五億というふうな報告になっております。公認会計士の監査を経た数字が三十五億ということでございます。また、捜査当局からも、ただいま内田先生が御指摘のような金額について、いわゆる見せ金であつたというふうな連絡あるいは照会等は受けておりません。

したがって、私のほうは一応ただいま申し上げた数字を信頼をしておるわけでございまして、ただ、先ほどお話がございましたように、関係書類の再提出を求めて再調査をすべきであるという点でございますが、私も、ぜひやりたいというふうな考へておりますが、これまた、さつき申し上げましたように、捜査が継続中ということでございます。したがって、関係書類もかなりなものが捜査当局に提出中というふうな事情もございまして、そこらあたりの再調査は、實際上、実施できないというふうな状況でございます。いずれにいたしましても、こうした大きな問題を起した大学でございますから、御懸念のような点につきましては、私どももいたしまして、実態をさらに究明をしたいと考へております。ただ、現段階では、遺憾ながらそれに着手したい事情があるということでございます。

○内田善利君 その点は了解しますが、とにかく二十六億円は借金だつたということなんです。それとしますと、こういう状態で来年入試も中止になると、そうしますと寄付金も入らなくなると、銀行融資もおそらくストップしてらるんだらうと思ひますが、こういった状態では大学の経営が成り立たなくなるんじゃないかと、こう思ふんですね。しかしながら、いま学生がおるわけですから、その学生を、私は、放任するわけにいかないんじゃないかと、このように思ふわけなんです。したがって、今後、文部省としては、学生の立場に立つて思い切った行政指導をしなきゃならないと思ひますけれども、この点はどのようにお考へ

になつておりますか。

○政府委員(木田宏君) 先般、学長を招致いたしましたので、今後の考へ方について意見を聞きまして、今後は、大学当局としていろいろな事情はあつたにしても、受け入れた学生については最大限の教育上の責任を果たすようにしたいということでございます。そのためには、いま捜査の段階で理事会その他も満足に行なわれていないようでございますけれども、大学の理事会にも、ひとつ積極的の今後の立て直しの方策を立ててもらいたい。これは学長自体理事の一員ではございますが、強く理事会の課題として働きかけるようにしていきたいという話の方でございます。私も、そうした学生の立場のことを考へました場合に、一刻も早く大学当局が理事組織及び学長以下の教職員一体となつて大学の立て直しにつとめていただくということを期待したいと思つております。

○内田善利君 私は、福岡歯大事件を通して、福岡歯大、西日本歯科大学ができるというときに、また大阪浪速歯大みたいな、あるいは松本歯科大みたいなことが起こらなければいいがなと内心思つておりました。それが事実になつて、私は福岡におりますけれども、非常に残念なんです。九州にやつと歯科大学ができたという喜びもこれで非常に残念な思いをしていられるわけですが、今後、やはりこういった問題が起こらないように、場当たり的な大学政策じゃなくて、もう少し一貫した日本の医科歯科大学対策を講じていただきたら、このように思ふわけなんです。昭和四十五年ごろになつたらばつと、私立の医科歯科大学をつくつた、どうももうなくなつたら国立歯科大学というじゃなくて、やはり国立、私学ともに総合的な計画をつくつてやっていただきたら、このように思ふわけなんです。この点についてお伺ひして、福岡歯大関係の質問はこれで終わりたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) 医学及び歯学につきまして、特に私立の大学の設置にいろいろな問題が起つてまいりましたことから、私どもも、大学設

置審議会及び私立大学審議会の運営につきましてその審査の運びも単年度で拙速に事を進めるといふのではなく、二年審査をもつて適切な判断が行なえるようにという体制を立て直して四十八年度の申請から至つた次第でございます。今日、二カ年間の審査制度を続けておるところでございます。また、御指摘がございましたように、公的な医学、歯学の教育機関というものを整備する必要があるということで、政府といたしまして、そうした計画を立てて、一步一歩進め、今国会にも御提案を申し上げておるような次第でございます。御指摘のありました方向に沿って、今後、できるだけ努力をいたしたいというふうに考えております。

なお、ついでで恐縮でございますが、大学設置審議会のあり方につきまして、私も、今後の運営を適切にいたします関係上、大学設置審議会の分科会に、これは昭和二十三年以来、関係行政機関の職員として五名の者が政令で規定をされて入っておりまして、それを去る八月十六日改正をいたしまして、学識経験者を十人にふやす。そして学識経験をふやすことによりまして大学設置審議会の構成をより的確にしたいというふうな改正も行なつたところでございます。いろいろと御注意がおります点等は、今後、十分留意して進めてまいりたいというふうに考えております。

○委員長(永野雄雄君) 午前の会議はこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後二時二十八分開会

○委員長(永野雄雄君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国立学校設置法等の一部を改正する法律案及び国立学校設置法の一部を改正する法律案について質疑を行います。質疑のある方は御発言願います。

○加藤進君 この前の委員会、野党を代表いたしました安永委員から三つの資料の要求をいたしました。それは昭和四十九年度の筑波大学関係の概算要求書、それから筑波大学のカリキュラムについて、それから第三番目に筑波大学創設準備会の最終のまとめを提出していただきたい、こういう資料要求をいたしました。けさ、こちらにその資料が手渡されたわけでございますけれども、拝見いたしますと、きわめてこれはわれわれの今後の審議に差しさわるような不十分な内容でしかないということがまず第一にはつきりわかりました。たとえば概算要求書を私たちがお願いしたのに、それに代えていただいた資料というのはこれ一枚です。それから筑波大学の創設準備会の最終のまとめをお願いしたのに、そのお願いにこたえられたのはこの資料一枚、それから筑波大学のカリキュラムについてというものを要求いたしましたのに、この資料が提出されました。十分にまだ検討はしてありませんけれども、ちょっと見ただけでも非常に不十分な資料であるということがはつきりいたしておりますので、私は、ここにあらためてこの資料に補足してさらに次の資料を提出願いたいということを申し上げたいです。

第一には、概算要求関係でありますけれども、筑波大学というのは、新構想の大学であるといふたてまえがござっておりますから、それならそれで、予算の編成上においても、他の大学とは違ふ点がある点にならなくてはならぬ。そういう意味の資料をぜひとも準備して、早く提出していただきたいということでもあります。内容は、教育当たりの積算校費、学生一人当たりの積算校費の単価とその算定の方式について、これがほかの大学と比較してどのように異なるのかという点をひとつ明確にしたい。なお、その概算予算の使用目的についても逐次明確にしてほしい。これが第一の予算書についての要求であります。それから第二に、カリキュラムについてでありますけれども、これもまた総合カリキュラムとい

う皆さんの御説明でございまして、他の大学に比べて、この点があるほど総合的なカリキュラムであるという点が明確になるようなカリキュラムの提出をぜひお願いするところは審議が進んでいかなければならぬ。こう考えますので、その点をひとつ踏まえ、次の点のカリキュラムを加えて提出していただきたいと思ひます。第一学群の自然学類、第二学群の比較文化学類、同じく第二学群の農林学類、それから体育専門学群の健康教育学、それから医学専門学群、こういう各学群のカリキュラムを提出していただきまして、他の大学と比較し得るような状態でひとつ資料をお願いしたい。これが第二の教育カリキュラムについてお願いであります。

それからまとめの問題でありますけれども、このまとめ、私は最終のまとめがもうすでにできておらなくてはならぬと思ひながら、この前のような野党共同の資料提出を要求したわけでありまして、そのまとめにつきまして、さらに、このような諸点が明らかになるような補足の資料をいただきたいと思ひます。

第一には、一教員当たりの学生数、それから一教員の一週当たりの授業時間数、それから施設環境に関する全体計画、これは大学の施設環境に関する全体計画。

それからまとめの中に入らざるかどうかわかりませんが、まとめの中にまだ見当たりませんが、特にお願いしなくてはならぬのは、この筑波新大学の事務体制の一覧でございます。どのような事務体制の体制になっておるか。そしてその事務体制のもとで、どのように職員配置計画が行なわれておるか、この二点を明確にしたい。これがまとめについての新しい資料要求であります。

それから最後に、もう来年の四月に開校だといふのでございまして、すでに学生募集要項ができておるはずだと私は考えておりますけれども、学生募集要項と、その作成のための準備状況はどうなっているのか、もしできておらないとする

と、作成の準備状況はどうなっておるかひとつ明確にしてほしい。

以上の点を資料としてお願いしたいと思ひます。よろしいですか。

○政府委員(木田宏君) 第一点の御要請は、用意をして提出いたします。

第二のカリキュラムの点につきましては、本日、御提示を申し上げましたものにつきまして、お尋ねをいただき、お答えをさせていただくようにお願いを申し上げます。それから第三点にあげられました準備会のまとめにつきましては、御要請に沿ってできるだけ早急な用意をしてみたいというふうに思っております。

最後に、お話になりましたその準備会のまとめでございますが、非常に残念でございますけれども、国会の御審議も延びた関係等もございまして、前回も御説明申し上げましたように、最終のまとめがまだつかない状況でございます。私どもも、早く取りまとめをしなければならぬというふうにも思ひながら、御審議との関係をいろいろと気にしてやっておりますのでございまして、学生の募集要項も今日においてまだできておりません。鋭意担当者のほうで準備をするということでございます。したがって、最後の点につきましては、準備のできておりますものにつきましてお答えをさせていただきますというふうにお願いをしたいと思います。

○加藤進君 その中で触れられなかった点は、大学の事務体制の問題と、それから職員配置計画、これも出していただけますか。

○政府委員(木田宏君) 文部省のレベルで考える概括的なものになるという点をひとつ御了承を願いたいと思ひますが、御要請に沿つて用意をいたしたいと思ひます。

○加藤進君 この次の委員会までに準備して出したいと思ひますか、よろしくごさいますね。

○政府委員(木田宏君) はい。この次の委員会がアサというところでございまして、資料を皆さんに御提出できるかどうか、ちよつとよくわかりませ

んが、ひとつ早い機会に出さしていただきます。

○加藤進君 あすでなければいいですね。

○政府委員(木田宏君) はい。

○内田善利君 午前中に引き続いて、わが国の私立医科・歯科大学の問題を、特に医学教育についても少しお聞きしたいと思ひます。

この間、九月十一日の各新聞に出ておったわけですが、文部省は来年度の私立医科大の裏入学寄付金の追放に踏み切ったと、法的規制をやる、したがって来年度は予算として特別助成もまづ二十億円ということですが、これで裏口入学、寄付金入学が規制できるというわけが、こゝろにどうに決定されたわけですか。

○政府委員(安嶋彌君) 裏口入学という話でございますが、これは入学時に学生から納められます多額の寄付金についてのお尋ね、御意見だと思いますが、御指摘のとおり、四十六年度の文部省の調査によりまして、医学部だけで約八十三億円という多額の寄付金が入学時に徴収されておるわけでございます。こうしたことは、いろんな点から問題が多いわけでございますので、私も、行政上の指導助言をいたしまして、入学を条件とする寄付金はとてはいけぬ、あるいは入学時に任意といえども、不当に高額な寄付金をとることとはよろしくないということを強く申し上げてまいりました。たわけでございますけれども、実際は遺憾ながらそうした指導も実効をあげていないという実情にございます。そこで当委員会等でも、しばしば御指摘になった点でございますが、そうした問題を何とかして解決をしたいということで、いろいろ考えたわけでございますが、やはりこれは法的な措置を講ずる以外にこれを規制をし、あるいは抑制をする方法がないのではないかと、いろいろな一応の結論に達したわけでございます。ただ、しかし法的規制措置を講ずるといたしまして、その内容等につきましては、いろいろ困難な問題がございまして、そうした内容につきましては、私どものほうで、さらに具体的に詳細に検討をいたしたい。ただ方向としては、ただいま申し上げま

したように、寄付金の規制、抑制については法的措置以外にはないのではないかと、こういう考え方に立つたわけでございます。同時に、法的措置だけで寄付金が抑制されるかというところでございすが、実は現在の私立大学の経費の状況を見ますと、経費で医学部の場合は、一人当たり約二百万円という経費がかかるわけでございます。これに對しまして、私学振興財団から約八十万円程度の補助が定員一人当たりにつきましてまいるわけでございますが、それを差し引きますと、約百二十万という経費が必要になる。現在授業料等として徴収いたしております額が四十万ないし五十万でございますが、かりに五十万といたしますと、必要経費百二十万のうち、不足が約七十万出るわけでございます。こうした必要経費の不足額を補てんするために、寄付金が取られておるといふ面もあるわけでございます。

現在、多額の寄付金が徴収されております、それを大きく分けますと、そうした必要経費が寄付という形で徴収されている面と、それ以外の面と申しますか、部分とがあるわけでございます。そこで、私も、寄付金の中でも、当然教育の必要経費として必要なものについては、やみとか裏とかという、そういう批判を受けないように、ぜひこれは正規の学校納付金として徴収すべきものではないか、必要な経費であれば、そういう扱いをすることがほんとうではないかというふうに考えるわけでございます。そういういたしますと、まあ、授業料の額が増加をするということに結果としてなるわけでございます。そういういたしますと、さらにそうした授業料の負担に耐えないという一部の学生が出るわけでございますから、そうした学生に對して学校法人が授業料等の減免をいたしました場合、これに對して国がその減免額を補てんするということを考えてみてはどうかという点、これが第一点でございます。

それから第二点は、入学時に多額の寄付金が徴収されるという背景には、私立の医学部、歯学部で多額の負債をかかえておりまして、これを償還する、という理由があるかと思ひます。ところが、この多額の負債を短期間に償還する、というところになりますと、単位当たりの金額というものが大きな金額になりますので、これを長期にわたって償還をするということにいたしましたならば、その単位当たりの寄付金額と申しますか、つまり必要経費額というものの、これは比較的従来よりは少額で済むのではないかと。そういういたしますと、その間の利子の負担が増高するということになるわけでございます。その利子負担につきまして、一部利子補給という考え方を導入し、これを軽減することを考えてはどうか、こゝろに二つの点が実は事務当局の腹案でござい

す。しかしながら、これは最終結論ではないわけでございます。また、法的規制の内容と一体的に、この特別な助成の内容についても検討してまいりたいというものが現段階の考え方でございます。こうしたことによりまして、従来問題になっておりました私立の医科・歯科大学の入学時における寄付金の問題の解決に当たつていきたい、そうした観点から現在検討をいたしておる、こゝろにござい

○内田善利君 従来、文部省としては、私大については法的規制はしないという姿勢でこられたと思ふのでございますが、今回、こゝろに入学時の多額の寄付金を規制するために法的に規制をしたいという、結局法的規制をやるということにきめられたわけですね。まあ鋭意検討中ということですが、法的規制はすると、こゝろにどうにきめられたわけですか。

○政府委員(安嶋彌君) 大臣も国会で御答弁申し上げておられますように、法的規制ということに對しては、かねてそうした大きな方向が出ておるわけでございます。ただ、そのやり方、内容等につきましては先ほど申し上げましたように非常に複雑な、またむずかしい問題がございまして、その内容につきましては、具体的に詰めてまいりたいということでございます。

○内田善利君 これは、法的規制ということになれば非常に大きな重要な問題を含んでおると思ひますけれども、やはり私学、特に私立医歯大の問題は根本的な問題があるかと思ふのです。いままでこゝろに二千万、あるいは三千万出さなければ入学できないという、あるいは現在の私立医歯大のあり方、そのものの根本的な究明をしない、法的規制だけではたしてこれが規制できるものかどうか、私立大学の経営の問題等、やはり複雑な問題がありますので、解決できるかどうかという根本的な解決が大事だと思うのですが、その端の端、綱要的な感じがするわけですが、こゝろに来年度はまづ二十億円ということですが、この二十億円ではたしてこゝろに問題の解決ができるかどうか。大体いま私立の医歯大は二十四校です、ありますが、二十校としても、これに付きますと一校五千万程度、まあいまの入学寄付金を解決するためには大体二校程度しか解決できないのじゃないか、こゝろにこゝろに考えられるわけですが、けれども、もう少し、抜本的な助成、そういうものはできないものかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(安嶋彌君) 私立医歯科大学に対する助成でございますが、実はただいま御指摘の二十億円だけではございせん、四十八年度の私立大学等に対する経費の補助額が、御承知のとおり約四百三十三億あるわけでございますが、そのうち六十九億が私立の医学部に對する補助でございます。来年度はこれを約八百億程度に増額をいたしたいということで、現在、大蔵省に概算要求をいたしておるわけでございますが、その中におきましても相当な額が医学部に充當される予定になっております。ですから、そういう額がこゝろにあらうというのをひとつお考えをいたしたい。

もう一つは、二十億という予算を一応特別助成費として要求をいたしておるわけでございますが、先ほど申し上げましたように、私どもの腹案によりまして、そのうち九億が学費減免の補てんでございまして、十一億が利子補給という計算に

なります。学費減免の補てん九億は、これは第一
年次分でございますから、これが学年進行をいた
しますと六倍になるわけでございます。二十億だ
けでもって私立の医学部に対する助成、それだけ
がその助成だということではございません。そう
したものが全体として考えられているわけでござ
います。

○内田善利君 そうしますと、この二十億とい
うのは、入学時の寄付金対策として予算計上しよ
うというわけでしょ。特別助成をしてそういうた
対策を講じようとしたのが二十億円で、こういう
ことに受け取ったんですが、そうじゃないのです
か。

○政府委員(安嶋彌君) この寄付金の規制と抑制
でございますが、先ほど申し上げましたように、
いろいろな複雑な問題があるわけでございます。
私学は御承知のとおり、その主たる収入はこれは
学生、生徒の納付金でございます。それから国の
補助もございまして、ほかに寄付金というものが
非常に大きな財源になっておるわけでございま
す。この私立の医学部はもちろんこれは私立学校
でございますから、それに対する寄付金というも
のが一切いけないうるに、これはいかな
いかに思います。現に理工系あるいは人文社会系
等の学部におきましてもある程度の寄付金は取
っておるわけでございまして、そういう程度のも
のまでも医学部、歯学部については取ってはいけ
ないということ、これは言い得ないかと思いま
す。ですから、寄付金の規制、抑制ということ
を申し上げておるわけでございまして、寄付金を
ゼロにするということをおもひも考えておるわけ
でございます。社会通念上、一般に認められてお
るような寄付金までこれを抑制するということ
は、これはやはり問題であらうかと思えます。私
どもが考えておりますのは、それ以外に現在の寄
付金の中で必要経費と見られる部分については、
これは正規の学生納付金として取つてもいい、そ
れをこえる部分、それ以外の部分については、こ
れはひとつ抑制をしていただきたい、こういうふ

うに考えておるわけでございます。

○内田善利君 新聞によりますと、こういうふう
に書いてあるんですね。文部省の構想は、法律に
よって裏口寄付金を禁止し、違反した場合は経
費補助を打ち切るなどの措置をとる、これとあ
わせて各大学には必要経費を授業料などの学費に上
積みするよう指導、学生の家庭の所得に応じてそ
れを減免した場合、その分を補助するというもの
で、総額二十億円を予定している。という、これ
は間違いありませんか。

○政府委員(安嶋彌君) そういう趣旨でございま
す。

○内田善利君 そうなりますと、この二十億円
はたしていいのかどうか、これで十分なのか、ま
あ十分とはいえないと思えますけれども、二十億
円では単に間に合わせ程度のものにはならないか
と心配しているわけですが、これはいかがです
か。

○政府委員(安嶋彌君) 私どもの考え方によりま
す。先ほど申し上げましたような趣旨では、
一応この額が妥当な額であらうというふうに考え
ております。

○内田善利君 四十六年度では、先ほど言われま
したが、八十三億ですね。そうしますと、これは
四十六年度ですから、四十八年度では大体その
二、三倍にならうかと思うんですけれども、こ
れらについてはどのようにお考えですか。

○政府委員(安嶋彌君) その点については、現在
調査中でございまして、いずれその調査がまと
まるかと思えますが、四十六年度の調査は御承知か
と思えます。十八の医学部についての調査で
ございまして、今回やっております調査は、これは
二十六の医学部についての調査でございまして
から、それだけでも額は当然ふえるということ
は予想されるわけでございまして、一件当たり金額も
伝えられるところでございます。四十六年度の約
八十三億という金額は、最近におきましてはかな
り大きなものにふくれておるだらうということ

想像はいたしております。しかし、事態につきま
しては現在調査中でございます。

○内田善利君 四十七年度にも、予算に特別助成
として三十七億円の要求をされたわけですね、その
ときにも寄付金追放の効果は疑問だということ
と、その他いろいろな事情があったと思いま
すが、大蔵省によって削られておるわけですが、今
年度はいかがでしようか。

○政府委員(安嶋彌君) それは、これからの折衝
の問題でございまして、趣旨が実現できますよ
うに最大の努力をいたしたいというふうに考えて
おります。

○内田善利君 ちょっとお聞きしたいんですけれ
ども、私立医大の何といいますが、保護者とい
いますか、あるいは私立医・歯大の父兄の実態で
すね、医師が何%ぐらいおるのか、国立とあわせ
てお聞きしたいんですが、そういう調査なさつてお
りますか。

○政府委員(安嶋彌君) ちょっと正確な数字が手
元にございせんが、医学部について申しま
す、私立の場合は約七割が開業医の子弟だとい
うふうに把握をいたしております。国・公立の場合
は、逆に二、三割が開業医の子弟であつたかと記
憶いたしております。

○内田善利君 国・公立の場合は、自分の力で大
学に入ったと思うんですが、昭和四十六年度が平
均六百万円というんですが、いまは二千万円、三
千万円といわれておりますし、私のところに福岡
歯大のときに、入学希望をした方の父兄が一千二
百万円の約束で入学できるということで六百万円
持っていた。さらに入学通知のあるときにまた
六百万円持つてこいというので持つていった。
そうしたらもう二百万円持つてこいということ
なんです。どうしたらいいんでしょうかというこ
とを電話で問い合わせがあったことがありますけ
れども、そういう二千万円も三千万円も積まな
ければならないような、そういう状態ではやはり
こういった七割の開業医の子弟——こういうこと
が今後続かならば教育の機会均等というのは失

われていくのではないかと、そういう教育の機会均
等というところに違反しておる、そのように思うわ
けですけれども、こうした現状を放置するとい
うことですね、これはやはりこれをつかさどる文部
省としてはもう少し抜本的に対策を講じていかな
ければならないことではないか、このように思
うわけです。開業医の子弟でなければお医者さん
にはなれない、それならば国・公立、国公立とい
つてもなかなか非常に希望者が多くて入れない、そ
ういう状況で、これはやはり何とかしなければ教
育の機会均等の原則に反するといふようなことが
続てきたのではよくない、このように思うので
すが、こういったことに対する対策はどのように
お考えですか。

○政府委員(安嶋彌君) そうした御趣旨も考えま
して、先ほど申し上げましたような学費の減免措
置というものを考えまして、学校法人がそうした
減免を行なった場合には、それに対して国が補て
んをするという方式を新たに打ち出しておるわけ
でございます。そういうした施策は、先生おっしゃ
います教育の機会均等という、そういう趣旨に
かなうものだというふうに私は考えております。
なお、そのほかには育英資金の貸し付けにおきま
しても、新たな措置をとらうということ、現在大
蔵省に概算要求等いたしておる状況でございま
す。

○内田善利君 私立大学の事務局長に文部省のO
Bが天くだっておるといふことなんです、これ
はどのようにお考えですか。

○政府委員(安嶋彌君) 最近、私立大学から国立
大学の事務局長のうな方を事務局長等として
ひ迎えたいという御要請がしばしばございま
す。実際申しますと、むしろその要請にこたえ
ないというふうな状況でございまして、そうし
た御要請がございました場合には、もちろんこれ
は本人と私大側との合意が前提でございまして、
私どもとしても、できるだけお世話をするように
いたしております。

○内田善利君 この問題についてはまた後ほど聞きたいと思いますが、現在、全国で約二千九百カ所無医地区があると聞いているのですけれども、将来必要と思われる医者の数、これはどのようになっておりますか。

○政府委員(木田宏君) 厚生省のほうで目標としておられますところは、人口十万人に対して百五十人という目標数値をあげておられるのでございす。現在、医師の数が全国で十三万の見当だったかと思いますが、それによりまして、人口十万人対百二十前後のところになっておる次第でございす。一応私どもといたしまして、厚生省の言っております人口十万人対百五十という目標数が当面の目標数であろうかと考えております。

○内田善利君 そうしますと、そういった医師の養成計画ですね、将来の展望といえますか、そういったのはどういふふうになっておりますか。

○政府委員(木田宏君) 申し上げるまでもございせんけれども、医師の養成には正規の在学年数だけで六年、卒後の若干の研修等を加えてはば十年かかるかと思うのでございす。今日、国・公・私立の医科大学から卒業してまいります学生数で申しまして、昭和六十年にははばその目標数を達成できるというふうに考えておりますし、今日の規模がそのまま続くといはしますならば、昭和六十年以降ほとんど医師の数がふえてまいりまして、人口十万人当たりの数は百五十からずっと上回っていくものというふうに考えている次第でございす。

○内田善利君 私は、現在のこういったいろんな状況から見まして、あまりにも数にあせているんじゃないか、もう少しやはり人間の命を預かる医者を養成するわけですから、質の向上ということにもう少し力を入れるべきではないかと、このように思ふんですが、医者の絶対数は足らない、それで数をふやそうとすれば質が低下する、そういう問題もあらうかと思ふんですけれども、質の向上ということについては、どのようにお考えでしょう。

○政府委員(木田宏君) 御指摘のように、学校のことは少し長い目で考えていかなければなるまいかと思つております。単年度にたくさんつくりますよりは、計画的に長期にわたつて整備を進めていくというほうが的確な措置だといふふうに考えております。現在、医師の養成増に対応いたしまして新しい国立大学等の新設も進めておるのでございす。一方、また既存の大学の入学定員の増という計画も、昭和四十八年度、六校行なわしていただいております。四十七、四十八年と入学定員の増をかなり既存大学について行なつてまいりました。四十九年も、この考え方で進めてまいりたいと思つておりますし、公立大学にもそうした奨励をいたしたいと思つております。

一方、また医学教育自体の改善ということも進めてまいらなければなりません。かねてからの医師の研修その他のことも含めまして、医学教育関係者の検討が進んでおりますので、私も医学教育のあり方自体につきましても臨床教育の整備をどうするかなど、いろんな各方面の領域について検討をいたしておるところでございす。

○内田善利君 質の低下を憂えるわけですが、水増し入学等、先ほどから問題になりましたけれども、設備もあまり整わないのに、また教官も足らないのに、水増し入学することによって質の低下をきたす、そういうおそれは十分にあると思ふんです。

私の元同僚の高校の教員の進学指導をしている先生の話ですけれども、結局進学指導しても、本人が医学部に行きたいと言つても、結局、親の金の問題があつて進学指導もなかなかできない、その言つて悩んでおつたわけですが、やはりせつかく医学を志望しても医者になれないと、多額の金を積まなければならぬ、また、国立も非常に定員数が少ないので競争率が激しいといふようなことから、指導が非常にむずかしいと、そういう言つておりますが、やはりいま言われましたように、既存の医学部をもう少し定員の拡充、充実

ということをやつていただきたいし、また、いま

この法案の中にもありますように、三つの大学の医学部を、国立の医学部を設置しようとするのに、今後の大学の根本的問題をかかえた筑波大学と一緒に抱き合せて提出するといふようなことがいふことでは、私は、国民のほんとうに希望にこたえてないんじゃないか。やはり早く旭川医科大学にしても、愛媛大学、山形大学の医学部、すぐ成立できるような、国民のだれもが望んでおるこ

う法律と、問題をやらんだ、今後新しい構想を打ち立てようといふような筑波大学と抱き合はせにして法律をつくつたといふようなことは、私はまずいと思ふんです。やはり国民の声にこたえていくべきじゃないかと、そういうふうに、この医学教育を考えるに思ふわけですが、全都道府県に一医大をという目標で計画を立てられているのですけれども、現在の進行状況は予定どおりといふのかどうか。また、いつてい

なれば、その理由はどの辺にあるのか。その対策等を教えていただきたいと思ひます。

○政府委員(木田宏君) 今年度、いま御提案申し上げておりますように、四十八年度の新設の医科大学、医学部三校を国立で予定をいたして御審議をいただいております。それに、同じく四十八年度開校いたしますので御一緒に御審議をいただいております筑波におきまして、医学の専門学群がございまして四十九年度から学生を受け入れる予定にいたしてございす。

なお、四十九年度を目途としていま創設準備をいたしておりますのが三校ございす。これらは、その整備を鋭意急いでいるところでございまして、いずれ、四十九年度の予算として政府部内の準備が整いましたならば御審議をいたたくよう

○内田善利君 そういふふうに医学部を拡充していこうというわけですが、医師養成のためには、教官ですね、教授もふやしていかなければならぬと思ふんですけれども、その場合に、総定員法のワケ外にするように関係官庁に要求していると思ふんですけれども、その結果はどのようになっておりますか。

○政府委員(木田宏君) 医科大学をつくりま

○内田善利君 それと看護婦の不足ですね。あるいは県立の病院から大学にスカウトされたといふようなことで患者さんが非常に困るというやうなことも起こってくるんじゃないかと思ひますが、こういった医師対策といふことも総合的に考えていかなきゃならないと、そのように思ひますが、こういった点の対策はどのようにお考えですか。

○政府委員(木田宏君) 御指摘のように、医科大学をつくりま

きまして、正規の看護婦養成の増をはかりますために、いま御提案申し上げております法律案でも、東北大学に医療技術短期大学部を設置する予定にさせていただきます。御審議を願って、おる次第でございます。国立の医療技術関係の短大もやはり逐年整備を続けていって、少しでも看護婦の窮迫に対応するようにいたしたいというふうに考えております。

○内田善利君 この医学教育を担当する大学事務局の体制はどのようになっておりますか。

○政府委員(木田宏君) 局内課が十一ございまして、そのうち一つ医学教育課という課がございます。まして、まあ一生懸命当面の課題を担当しておる次第でございます。

○内田善利君 この医学教育課に医療の専門家は、何人いらつしやいますか。

○政府委員(木田宏君) 医学教育課というわけではございせんが、医療問題につきましては、大学局で世話をしております医学関係の視学委員というものが相当数おられます。また、いろんな調査会、審議会に各大学の教員に御参加をいただいております。そういう非常勤で御協力をいただいております。そのほか、なお文部省の科学官として大学の、まあこの方は基礎医学の病理の教授でございますけれども、併任で科学官に就任をお願いをいたしまして、そうした数多くの医学専門の教員と私どもの事務の体制との連絡調整役をお願いをいたしております。なお、看護婦の経験者は、医学教育課の中に一名就任をいたしております。

○内田善利君 専門のお医者さんは何名ですか。常勤といえますか、いまのお話はあちこちから応援をいただいているという話ですけれども、常勤の先生ですな。

○政府委員(木田宏君) 医師の免許資格を持った者は、常勤としては勤務をいたしております。しかし先ほど申し上げましたように、大学の医学の教官を併任科学官として御委嘱を申し上げております。十分そちらの面での要請は果たせるというふうに考えておるところでございます。

○内田善利君 私は、やはりこの医学教育を担当する医学教育課ですから、やはりこういふ経験者が必要じゃないかと、こういふふうに思っています。まあそういうことができないと、そういう人を入れられないということではないのか、大事な文部省の医科大学を、医学教育を担当する医学教育課に専門家の先生が常勤していないというところは、これは問題じゃないかと、こう思っていますけれども、間に合っているということですが、この辺はいかがでしょう。

○政府委員(木田宏君) 大学局の内部におきましては、結局、直接医療の業務を行なうわけではございません。医科大学の世話をし、病院の世話をしているというものが事務の立場でございます。その際に、それは医療あるいは看護についての認識の深い方が一人でも多くいるということは確かに力になるのでございますが、専任者が一人、二人いるということでは片づくことではございません。医学教育につきましては、各広域領域の専門について通じていなければならぬことではございます。それから、文部省は、国・公・私立の大学の教官の方々にいろんな意味で御協力と応援をいただいております。そういう方々の総力を結集することによりまして、文部省としての内部部局の事務を円滑に処理していく、こういう体制をとっておる次第でございます。

○内田善利君 まあ、それで了解できないことはないですけれども、医学教育はもろに厚生省と関係があります。文部省だけで片がつく問題ではないと思えますが、厚生省と密接な連携をとることは必要ですが、その中でやはり大学の医学教育といふことについては、文部省がリーダーシップをとっていくべきである、このように思っています。この点はいかがでしょう。

○政府委員(木田宏君) 医学教育に關連いたしますことにつきましては、厚生省と緊密な連携をとって進まなければなりません。したがって、医科大学の設置を審査いたします大学設置審議会設置分科会には厚生省の医務局長にも入ってきていた

だいておりますし、またいろんな医学教育の改善の会議、歯学の改善の会議等、いろいろな改善の会議を持ちます場合にも、厚生省の担当局長あるいは課長の御協力を得て会議を取り進めておるという実情でございます。しかし、御指摘になりますように、大学を中心とした医学教育、大学病院の整備、こういう点は文部省の仕事として進めておるわけでございまして、私どももできるだけの勉強をいたしまして、整備につとめておる次第でございます。

○内田善利君 医学問題はこれで終わりますが、やはり現在の医学教育には非常に大きな欠陥がたつたように思っています。こういふ問題についてはひとつ早急に抜本的な対策を講じていたいただきたい、このように要望いたします。

次に、私この間、党大会のために文部大臣の真意をお伺いする機会を失ったわけですが、この席をかりまして、筑波大学の法案に入る前に、一言文部大臣にお聞きしたいと思っております。

それは、この間の文部大臣の発言の問題ですけれども、この間、他の委員から質問があつておりますので、そういった問題には触れないようにしたいと思つておりますが、文部大臣が尿尿くみ取り云々の問題ですけれども、これは、労働関係調整法に現業以外は団体交渉権はできない、教員は非現業だから違ふと、こういう意味で言つたんだと、このようにおっしゃつておられます。尿尿くみ取り云々の問題ですけれども、労働関係調整法に現業以外は団体交渉はできない、教員は非現業だから違ふと、こういう意味で言つたんだと、こ

ういふふうに言つたんだと、こおっしゃつておられるわけですけれども、この点は間違ひございませんか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 昭和二十一年に労働関係調整法が制定されました。その中で警察官吏、消防職員その他現業以外の官吏その他のものは争議行為をすることができないという規定が置かれたわけでありまして、従来から争議行為は禁止されておつたわけでございますけれども、現業以外の

ものに禁止することによって消極的に現業の公務員には争議権が与えられたということでございます。その現業と非現業の差を明らかにするために現業の例をあげたわけでございます。私が、そういうことを申し上げます際には、国家公務員については五現業ということがございますので、別に五現業をさせば明らかでございますけれども、地方公務員につきましてはそういうことがございませぬし、当時、現業というものを英語ではパブリックエンタープライズ、公企業と、こういふ言葉で使つたわけでありまして、要するに料金、手数料等の収入を得て行なわれておるもの、当時の市町村においてどういふものがあつたらうかというふうなことを考えながら、そういう例示をさせていただいたわけでございます。

○内田善利君 教員の地位に關するユニエスコの勧告です。これはどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) そのとおり理解していただくべきものと思つております。

○内田善利君 これについて、その通りと思つた部分と、そう思わない部分があると、スト権、交渉権はないほうがよいと、こおっしゃつておられるわけですね。

○国務大臣(奥野誠亮君) おっしゃつておられることは、おそらく八二号に書いておられます。教員の給与及び勤務条件は教員団体と教員の使用者との間の交渉の過程を経て決定されるものとするということではないかと思つたわけでございますが、どの部分でございましょうか。

○内田善利君 これは文部大臣の答弁の中からなんです。教員の地位に關するユニエスコの勧告については、そのとおりと思つた部分と、そう思わない部分があると、スト権、交渉権はないほうがよいと、現行の人事院勧告が望ましいというふうなことをお答えになつておられるわけですね。

○国務大臣(奥野誠亮君) この間の議論のときにも、ちよつと申し上げたりしたわけでございますが、いま私が申し上げた表現でございますが、その表現がこれはたとえば先生方と府県当局と

の間、教育委員会との間で交渉で給与がきめられるんだというようにおとりになりますと、それにはそのとおり賛成できないのだということでございます。

○内田善利君　そうしますと、最初の答弁、最初の労働関係調整法に現業以外は交渉、団体交渉はできないと、教員は非現業だから違ふと、こういう意味と、スト権、交渉権はないほうがよいということと、一方では、労働関係法を認めておりながら、一方ではこれを認めないというふうに感ずるのですけれども。

○国務大臣(奥野誠亮君)　労働基本権の中に団結権と交渉権と争議権、三つあると思つてございませう。労働関係調整法で議論の対象になつております問題は争議権の問題でございます。スト権の問題でございます。ユネスコの教員の地位に関する勧告の中では、私は、そのスト権の問題はその中に入つてない、こう考へてゐるわけでございます。当時、日本政府がこれを受諾するにあたりまして、そういう留保条件をつけておるわけでございます。そういうことでございまして、この勧告がそのままスト権を認めるということにはならないと思ひ、また八二号、ものによつては八四号にもなつたりしてゐるようでございますが、その中の給与その他の勤務条件が労使の話し合ひできめられるんだというふうにも理解をしていない、この読み方によつて、交渉の過程を経て決定されるものとすると思ひてあるわけだから、現に交渉権は与えられておる、団体協約締結権は与えられていない、だから交渉までいけないと、こう言つてゐるわけではないので、したがつて、形式的には、これと違つたことをやつてゐると言わないでもおけますと、こんなことをお答えをしたこともございまして、これはまた、ことばの読み方によつていろいろな解釈が私に生まれてくるだらうと、こう思ひます。

○内田善利君　公制審の印象はどうかということについて、これはどのようにお考えでしようか。

○国務大臣(奥野誠亮君)　いまのお尋ねも、おそらく私が三十日に発言をしたことに関してお尋ねだと思ひます。

二十七日に公務員制度審議会の公益側の委員の素案が出されたわけでございます。当時新聞に大きくそれ掲載されておりました。その公益側の素案の中からは教員に争議権を与えろというふうな意見が出てゐるとは読み取れなかつた、こう申し上げたわけでございます。そのとおり考へております。

○内田善利君　非登録団体との積極的話し合いに、応ぜよという公制審の報告ですね、これをどのようにお考えでしようか。

○国務大臣(奥野誠亮君)　これも、そのときにお尋ねをいただきましたが、当局ということばを考へておりましたので、当局ということばに關する限りは、文部省は当局にはならない。しかし、登録団体であつたらうと非登録団体であつたらうと、その他のものであつたらうと、文部省はいろいろ積極的の話を伺つていくべきものだ、私はそういうつもりで対処していきたいと思ひますと、こういふお答えをさせていただいたところでございます。

○内田善利君　そうしますと、日教組とも積極的の話し合ひについて、どういふことですね。

○国務大臣(奥野誠亮君)　そのとおりでございます。

○内田善利君　ここでちよつとお聞きしておきたいと思ひます。昨日ですか、最後に小林委員のほうから、各審議会ですね、文部省の各審議会にも日教組の代表を入れたらどうかという要望で、答弁がなかつたわけですが、これについてはどういふお考えでしようか。

○国務大臣(奥野誠亮君)　文部省の中でいま給与の問題、いろいろ検討していただけてゐるわけでございます。その委員の中にも入れてないじゃないかという御指摘があつたように伺ひました。私の承知してゐる限りにおきましては、日教組の方々に来ていただくまで、そうして意見をお述べ

べいた方がよろしいと思ひます。委員にそのまゝ加わつてもらうことの可否などにつきましては、今後さらによく検討させていただきますと思ひます。

○内田善利君　政治屋の発言ですけれども、政治屋というのは、政界に入つてもらいたいという意味で言つたのだと、俗っぽい言い方で誤解を招いたことをおぼろげと、こういうことですか。

○国務大臣(奥野誠亮君)　そのとおりでございます。教員である限りは、公務員として政治活動についてはいろいろな制限を受けてゐるはずでございます。また、政治的には特に中立の立場をとらなさい、政治的には、こう考へられるわけでございます。そうしますと、スト権の奪回、スト指令をたびたびおやりになつてゐる。やはり法に觸れる行為でございますので、教育界で働くのじやなく、政治の社会で働いていただくなら何ら批判すべきことじやない。でありますだけに、そういう意味であつたらうな表現をしたわけでございますけれども、用語について御指摘いただきまして、たいへん恐縮だつたと、こうおわびを申し上げたわけでありませう。

○内田善利君　私も考へるんですけれども、結局この筑波大学法案に反対するとか、あるいは三教育法案に反対するとか、いろいろな先生方がいらつしやるわけですが、それに対して賛成意見もあれば反対意見もあると、まあこういうことにはならないと思ひます。やはり教員も一国民であり、教育者として児童、生徒を教育する立場にありまして、やはり政治についても深い理解あるいは深い批判力、そういったものがやはりなければ眞の教育はできないんじゃないかと、このように思ひます。まあこういう反発が大臣発言に對して私自身も起こつてくるわけですが、これも、この点をどういふお考えでしようか。教育者の政治的な感覚、そういうものはあつてはなら

ないのかどうかですね。

○国務大臣(奥野誠亮君)　私は、政治に関心を持つことをやかく言つてゐることは一つもございませう。法を守つてもらいたいということを言つてゐるわけでございます。ことに公務員、教育者は特に法を守つてもらいたい。人個人個人については、その法の是非、善悪、いろいろな考へあるかもしれないけれども、しかしその法が法として存在する限りにおいては守つてもらわなければならぬ。それから、公務員についてはストライキが禁止されてゐる。にもかかわらず、ストライキを指令し、そのストライキに加つていく、これでは困る。そういう活動にたいへん興味を持つておられる方がいらつしやるけれども、そういう方はやはり教育界で働くのじやなく、政治界で働いていただくというのが筋道じやなからうかと、こういう意味で申し上げてゐるわけでございます。決して政治に関心を持つ、政治についての意見を言う、そのことがいけないんだということとはさらさらございません。

○内田善利君　スト権の問題ですけれども、私はまだ結論は出ていないんじゃないかと思ひます。その前に、こうした問題が起つてくるというのは、やはりかえつてそのほうが問題じやないかと、そのように思ひますが、まあ、私たちが何回も主張してきたわけですが、教師といへども、やはり教育労働者には違ひありませんし、教師としての人間らしい生活が保障されなければならぬと、そのように思ひます。そして全力をあげて教育の仕事に熱中していく、それでこそ眞の教育ができる、そのように思ひます。けれども、まあそのための何といふんですか、戦いといふんですか、そのための行動といふんですか、これは当然あつていふと思ひます。まあ法を守れといふことですが、それはもう當然でございます。しかし、教育者もやはり一国民として生活が保障されなければならぬ、そういう立場でやはり政治というものに対して関心を持ち、そうして現在スト権がはつきりしない状態にあつ

て、私は、ああいった争議が起こるのじゃないかと、このように思ふんですけれども、この点はいかがでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 内田さんのお話ですけれども、結論が出ていないじゃないかというお話に対しては、私は、たいへん違った考え方を持っております。実体法の解釈というのと立論論とはやはり別にして御議論いただかないといけないのじゃないかと思うのであります。実体法は明確に公務員に対して争議行為を禁止しております。それに対して、いや争議権を与えろ、与えろなど、こういう議論のあることは承知しております。やはり実体法が存在しております限り、その実体法に従って行動してもらわなければならない、こう申し上げたいのであります。ことに、その実体法の解釈をめぐりまして争いがありましたけれども、四月二十五日の最高裁の判決、これはもう明確に公務員の争議行為の禁止は違憲ではないのだ、こう判示されているわけでございますので、その限りにおきましては、私は、解釈論におきましても確定された、こう理解いたしておるものでございます。

なおまた、公務員はいかにあるべきかという問題につきましても、最高裁の判決でも言うておるわけでございますけれども、憲法二十八条、労働基本権は公務員に適用がある、それはそのとおりだと、しかし別途に十五条でございしたか、「公務員は、全体の奉仕者」と書いてある。したがって、労働基本権に対する制約も適切な合理的な代償措置が講じられて行なわれる限りにおいては違憲ではないのだと、こういうことを示しているわけでございます。やはり全体の奉仕者でございしますから、争議行為をして国民に迷惑をかける、それは奉仕者たる本分に反するんじゃないか、やはりたくさんの子供さんたちは先生の教育を受ける、授業を受けようと考えているのにその授業を受けられないようにしてしまう、それは公務員は全体の奉仕者だという考え方に触れるじゃないだろうかということではなからうかと、こう考えるわけでございます。

います。

同時にまた、労働基本権二十八条につきましても、団結権及び団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障すると書いてあるわけでございます。そこには争議権、ストライキ権ということばは使っていないわけでありまして、使っていないわけでありまして、この争議権をどの範囲にいついては制約するかというところは、私はこれは立法政策の問題ではなからうかと、こう考えるわけでございます。また、代償措置を講じて公務員には禁止するといふ態度をとっておるのじゃないだろうか。また、くどくどは申し上げませんが、それが代償措置等を通じて一番まあ一応妥当な考え方だと、こう言えるのじゃないだろうか、こんな気持ちでもおるわけでございます。もちろん、昨日和歌山の地方裁判所で地方公務員法のスト権を禁止している規定が違憲だという趣旨の判決がございしたけれども、これはわが国の裁判制度は三審制度をとっておりますので、そのことにつきましても、最終的には最高裁の判決を待たなければ確定しないことではなからうかと、こう考えておるわけでございます。

○内田善利君 先ほどちょっと質問をいたしました。日教組を登録団体とするということについてはどのようにお考えでしょうか。五月のILO勧告は、未登録のままにしておく日本の国内法は、結社の自由を規定するILO条約八七号に照らして疑義があると、このように述べておるわけですが、この点はどうにお考えでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 現在登録団体と非登録団体との区分がございしますけれども、それぞれの団体の職員のみをもつて構成されている団体を登録団体としておるわけでございますけれども、この点につきましては、今後の立法論の問題といたしまして、いろいろ議論が将来出てくることだと思ひます。それにしまして、いままでのためたものでは、みな府県の公務員の身分を持つておられる

わけでございます。府県の公務員の身分を持つておられるわけでございますから、登録するということになりますと府県じゃないかと、しかも全国的な関係の人たちが集まっておられるわけだから、それをどうするかという問題が出てくるんだらうと思ふのでございしますけれども、これは現行の問題でなしに、将来の立法論でありまして問題とは解決しないのじゃないかと、こう思つておるわけでございます。

○内田善利君 この問題は、また憲法論議にもなりますのでこれで終わります。

次に、筑波大学の法律に入っていきます。まず最初は、法改正上の問題ですけれども、いわゆる先ほどちょっと触れましたけれども、第一条抱き合わせ問題ですけれども、野党の四党が六月六日に文教委員会、第一条分離を提案したわけですから、その既成の大学を設置する、特に先ほどから問題にしました医科大学、これが組まれている地元にとってはどうしても通してもらいたいという医科大学、それとこんなに問題になつておる法律、しかも、日を経るごとに筑波大学法案については反対の方が非常に多くなつてきておる、そういう法律をどういうわけで抱き合わせしなければならなかつたのか、大臣もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 筑波大学も国立学校として設置するわけでございます。従来から国立学校は全部国立学校設置法に網羅して規定をいたしておるわけでございます。したがって、従来と同じ考え方では筑波大学を国立学校として設置するわけでございますので、国立学校設置法の一部改正の中に入れていただきた。したがって、旭川等の場合と同じ法律改正の中に入つてまいつたわけでありまして。

○内田善利君 この問題については衆議院でも、また、本委員会でも問題になつておるわけですが、けれども、同じような答弁を大臣もなさいます、法律的には、内閣法制局の林第二部長が答弁して

おるように、分離した形で法律はできるわけですね。

○国務大臣(奥野誠亮君) 法律を二つに分けようとして三つに分けようとしたのはできるわけでございますけれども、筑波大学もことしの十月から開学をしたいというように考えておりますので、時期的にはそんなに切り離せないものであることは御理解いただきた。したがって、やはり一つにするほうがむしろ筋道じやなからうかと、こう考えておるわけでございます。

○内田善利君 そう言われますと、法律の内容がわかつていらつしやる文部大臣の側ではどう言われるかもしれません、国民の立場から言いますと、どういふ大学ができるのかわからないわけですが、私も、質問をするということで勉強してまいりました。勉強すればするほどわからない点が一ぱい出てくる。そして問題点が一ぱい出てくる。そういうことで、私たち自身でもまだ問題があるなど、いまだ質問したいことは一ぱいあるわけですが、そういうことからどうしてこれを抱き合わせにしたのだから。それよりも昨年もそうであった。一昨年もそうであった。各大学の学部を新設するときには、それこそ、国立学校設置法一部改正だけでどんどん次から次に大学ができていった。ところが今回に限って、こうして筑波大学新設というところで抱き合わせになつた旭川医科大学、山形大学医学部、愛媛大学の医学部、私は受験生の気持ちを思うと同時に、やはり日本の、先ほどから議論してまいりましたように、日本の医学行政という面から考えましてどうしてこれを分離しないんだらう、また、われわれ野党も分離提案をしたんですけれども、もう一顧だにされないと、こういう状況なんですけれども、法律的には分離できるということなんです。これは衆議院での問答ですが、林内閣法制局の第二部長ですとかお答えでは、「今回の改定の趣旨、私が文部省から拝聴しておりますところによりますと、五十三条適用対象というものは、国立学校ではなく、私立あるいは公立大学にも及ぼすと

いうことでございますから、こうなりますと、どうしても五十三条自身を改定していかなければならないということに相なるわけでございます。と、このように言っておられるわけですが、そういう法律の分離ができるにもかかわらず、そういう抱き合わせをしておることがどうにもふに落ちないんですけれども、どういふことなんでしょうか。いまからではもうだめですか。できませんか。まあ日にちの問題もあろうかと思えますけれども、分離して医科大学を充足すると、午前中から申し上げているように、一日も早く国民の要望する大学はつくって、そして今後の問題である筑波大学についてはもう少し審議をしていくべきじゃないかと、また国大協その他の皆さんの意見もよく聴取していくべきじゃないかと、このように思っていますけれども、大臣いかがでしょう。

○内田善利君 分離案をどうお考えになるか、国会の問題でございまして、私からこの処理につきましてもやかく言うことは差し控えるべきだと思います。ただ、私が推察しております分離案をとっておられる方々の中には、筑波大学は反対だと、審議するといふよりも十月開学については反対だといふお気持ちの方もかなりいらっしゃるのじゃないでしょうかというふうに推測をするわけでございます。分離案といふと、ほかの早く成立させてやるんだというのでたいへん聞かすはいいわけでございますけれども、逆にいいますと筑波大学の成立は認めないのだと、こういうことではないんじゃないかと推測をしておられるわけでございます。私たちはぜひ筑波大学を十月から開学をしたいということで、東京教育大学の計画の実現をはかりたいわけでございます。こういうことを言いますと皆さんのおしかりを受けるわけでありまして、やはり大学の自治を尊重するということは、大学の運営につきましても、できる限りそれを尊重するといふ仕組みであるべきじゃないかなという気がいたします。現在の制度は学部以外では認めないわけでございますので、やはり一つ、二つ、例外をしたいと

いう場合には、例外を認めたらいいじゃないかと、いう考え方を持たざるを得ないわけでございます。教育と研究の分離の問題にいたしまして、大学の中では一体として行なうわけでございます。学部ごとに一体として行なうわけじゃないわけでも、大学の中では一体として行なうわけでも、やはり大学当局の考え方を表現できるようにしてあげたい。不幸にして文学部が反対される。たいへん内紛を繰り返してきておりますので、私はこの点、文部省としても責任を感じべきだと思っております。そういうことがより以上にこの問題を混乱させているという心配を深く持つておられるわけでございます。したがって、また決着がついたら文部省としても積極的に融和がはかれるような努力をしなきゃならないというふうなことを先ごろもお答えをさせていただいたようなことでもございました。

○内田善利君 そう言われますと、今度は裏を返せば、筑波大学十月一日どうしても開学したいので、そのためには、反対を防ぐために国立大学の医学部と一緒に抱き込んだら、そういうふうにとれるわけです。いまの文部大臣のお話聞きますと、まあ反対する向きもあろうかと思えます。私はこの法案を勉強してみても、なるほどこの点はいいなと、こういう新しい構想はいいなと思えますけれども、また反面、非常に管理体制といいますが、集中されたそういう面はもう少し考える必要があるのじゃないかと、そういう点も考えるわけですね。したがって、もういったん点ももつと審議を尽くして、論議を尽くしていくべきじゃないか、それよりも、国民が希望しているこの医学部のは早く成立していくべきじゃないか、このように思っています。確かにこの筑波大学、私は全部悪いとも言いませんし、いい面も確かにあると、こう思います。だけれども、管理部内の集中で、はたして、これで充足した場合に大学はうまくいくかなと、何といいますが、管理体制は強化されても、その中ではたしてりっぱな理想的な大学になるかというについてはやはり疑問がある。まあ局長も、みんな全部一〇〇％いいとは言えないという答弁がおとついてもあっておりましたけれども、私は、あなたがこの国民の要望している、一日も早く分離して提案すればすぐできる、これをやはり離さないで何とかして急いで筑波大学を早く充足させたいという考え方で、長年検討されてきたことでもありますけれども、やはりもう少し時間をかけて審議して結論を得るべきじゃないかと、このように思うわけです。どうしても十月一日に開学するんだという立場からいけば、大臣のようなお答えが出てくると思えますけれども、この辺、もう少し考慮する必要があるか、こう思うのです。その点はいかがでしょう。

○内田善利君 先ほど読みました林部長の答弁によりますと、文部省から指示があつて、学校教育法の五十三条適用対象を、筑波大学ではなくて、国、公立、私立にも及ぼすといふことで五十三条の改定をしなければならなかったと、こう言っているのですけれども、このとおりですね。

○政府委員(木田宏君) すでに法案で御承知いただいておりますように、筑波大学は従来の学部制度によらない、従来の学部とは異つた学内の構成をとりたい、こういうことでございまして、学群、学系という新しい呼称をもつて大学の組織を御審議いただいております。

ところで、それを国立大学として他の国立大学と同様につくっていただきたいというのが今回のお願いでございます。したがって、国立学校設置法で他の国立大学と同様に筑波大学を国立大学として御提案を申し上げる、その際に、筑波大学は学部制をとらないといふことの関係から、学校教育法の五十三条が「大学には、数個の学部を置くことを常例とする」特別の場合に、単科の大学があり得ると、こう書いてございまして、大学には学部以外の組織が予定されておらないわけでございます。筑波大学は学部の組織を予定いたしませんけれども、これも大学として同じように位置づけたいという考え方をとりたい、そのためには、こういう筑波のような従来の学部の組織によらないものも大学の組織としてあり得るといふ許可を一般原則においてお願いをする必要がある。これが今回筑波大学をつくるにつきては、学校教育法の五十三条の学部だけじゃないという考え方に對する許可をわざわざ御提案申し上げた次第でございます。その趣意は、結局、筑波大学も国立大学として学校教育法の例外的な措置であるといふことを、原則に對する例外としての位置づけを認めてあげたい、それでございまして、学校教育法の基本原則に對しまして全く別のものだという位置づけをすることは、筑波大学が東京教育大学の発展であり、連続であるといふことを考えました場合にも、適当でないといふのが私どもの事務を準備いたしました立場でございまして、そういう意味で法制局にも審議をお願い、学校教育法の原則に對する許可を加えていただいて、筑波大学もその許可の一つとしてつくらしていただく、

さいますけれども、そのようには考えておりません。人事の運営は、教育公務員特例法の規定によって動いてまいります。教育公務員特例法と国家公務員法の規定によって任免される、あるいはその他大学の運営に關します規定は、それぞれ母

○政府委員（木田宏君） 御意見でございますけれども、この国立学校設置法で筑波大学の参与会、評議会、人事委員会を規定いたしておりますことは、大学自治という考え方について毫も一般の大学と異なるものではないというふうに考えております。基本的には大学自治は文部省と大学との関係になることかと考えるのでございますが、文部

し条件つきで筑波に土地を希望すると、これを教
育大学としては正式に決定されたのでございま
す。その後、教育大学ではいろいろこの決定に
基づきさまざまな検討その他を進めてこられま
した。遺憾ながら、先ほど大臣も御説明しまし
たように、この四十二年七月の評議会の決定を
受けて、その評議会の決定に参加した文学部の
代表として、その評議会の決定に参加した文学

した。これには東京教育大学の関係者がお入りになり、また、他の学識経験者、大学関係者が入ってくださいます。このビジョンを中心にどういうふうな大学を構想すべきであるかという検討をさせていただいたのでございます。で、四十六年六月に、東京教育大学は筑波新大学に関する基本計画案をおまとめになりましたが、それに引き続

きまして、文部省の創設準備調査会におきまして「筑波新大学のあり方について」という調査会の報告をまとめたものであります。この報告をもとにいたしまして、文部省にはあらためて四十六年十月、筑波新大学創設準備会をつくりまして、東京教育大学におきまして、引き続き部内で新大学開校準備委員会を設けられまして、マスタープラン委員会から引き続きこの開校準備委員会として新大学への準備を部内で検討してこれらたわけてございまして、そのした大学内の検討の結果は、文部省に設けられました創設準備会にも大学関係者によつて逐一伝えられ、また、準備会におきましても意見も申し上げまして、大学内での重ねての準備を進めていただくという御協力をしてまいりました。そうして昭和四十七年五月、四十七年度の予算で東京教育大学に筑波新大学創設準備室というものをつくらせていただいたのでございまして、十一月には、三輪知雄元東京教育大学学長が創設準備室長に就任され、事務を担当します職員も自來引き続きその職につくようになりまして、今日まで東京教育大学に設けられております筑波大学創設準備室で必要な準備が行なわれ、また、東京教育大学自体、学内の開校準備委員会を中心にして、教育課程の議論その他各般の準備が行なわれてきた次第でございまして。

○内田善利君 そろそろと、東京教育大としては、この自主改革案の最終案といいますが、これは昭和四十六年の六月に出たのが、一応最終の基本計画案といふことですね。そろそろと、これと、筑波大学の創設準備についての第一次のまとめ案が文部省から出たわけですが、これと比べてみましたときに、相当食い違いがあるわけですね。その食い違いについて、どういうことで教育大のこの四十六年六月の案と現在の文部省のまとめとは違ふのか、その点をお聞きしたいと思いますが、まず最初に、評議会の構成、これが変わつておるようですが、これはどういう経過で変わつたのでしょうか。

○説明員(大崎仁君) 評議会の構成メンバーにつきましては、基本的に東京教育大学の基本計画案と、それから今回御提案申し上げております法案の構成と同様でございまして。ただ一点、法律にございまして、評議会の構成があらかじめきめております、法案で定められております学長以下の評議員以外に、「評議会の議に基づいて学長が指名する教員若干人を評議員に加えることができる」という追加の可能性が七条の四の三項で認められておる点にございまして、新大学創設準備会の御議論の過程で、法律ではつきり学長、部局長、それから学系から選出される教授、学類から選出される教授といふことで限定をしたいと思います。たとえ将来、医療短期大学部という学類のものも設置されるとか、そのほか特別の必要が生じた場合、法律を改正いたしませんと評議員の追加ができないといふことでは支障があるではないかという御議論がございまして、また、現在、他大学に認められております評議会につきましても、やはり同様の追加のための規定がございまして、そういうことも等御議論になりまして、非常にこともつともな御議論でもございまして、この点が基本計画案から見ますと、追加になっておると、こういう経緯でございまして。

○内田善利君 私が問題にしたいのは、「学長が指名する教員」と、ここなんですけれども、「学長が指名する教員若干人を評議員に加えることができる」と、まあ「できる」となつておられますけれども、これが教育大学のほうの最終案にはないわけですが、法律には、このようにつけ加えてあるわけですね。いまおっしゃつた内容、理解できないところはやはりひつかかるわけですが、このところにはやはりひつかかるわけですね。○政府委員(木田宏君) 東京教育大学のこの基本計画案によりまして、「評議会は、学長・副学長・各教育会議等から」と、「等」という字が入つておるわけにございまして。「等から選出された教員およびその他の者をもつて構成する」と、こういうふう

うに書いてございまして、で、この御提案申し上げております法律の七条の四、「筑波大学に評議会を置く」といふ「評議会」では、学長、部局長、それから各学系ごとに選出される教授各一名、学類ごとに選出される教授各一名、こう書きまして、これでは、教育大学の「各教育会議等から選出された教員およびその他の者」というのに比べますと、逆に狭いわけにございまして。でございまして、若干のその「等」「その他」の含みを考えます意味におきまして、「前項各号に掲げる者のほか、評議会の議に基づいて学長が指名する教員若干人を評議員に加えることができる」と、こう書かしていただきました。これは評議会の議に基づいて学長が指名することになります。これは、なぜ「学長が指名する」と、こう書いたかと申しますと、評議会の議に基づいて指名すると、こういたしませんと、組織その他を特定するわけにまいりません。どういふ組織あるいはどういふところから出てくるかといふことが、これは将来の大学の運営上にゆだねられるわけにございまして、そのうち「学長が指名する」と、評議会の議に基づいて学長が指名する」と、こういふふうに加えていただいたたいのでございまして、この大学の基本計画の案といふものをできるだけその趣旨を実現しようとするための技術上の措置だといふふうに御理解を賜りたいと思ひます。

○内田善利君 まあ「評議会の議に基づいて」といふことで、学長の指名といふことなんですけれども、やはりこういふところにはどういふのは明示しないほうがいいと思ふんですけれども、評議会の議に基づいて若干名を加えることができるというふうにしたほうが、私は民主的でないんじゃないかと、評議会そのものが非常によくなつてくるんじゃないかと、メンバー構成ですね。そう思ふんです。それからもう一つは、参事会ですけれども、これが今度は、教育大の案は「学長が評議会に諮つて選任する」といふことになっておりますが、これもいまと同じように今度は「文部大臣の任命」となつておるわけですが、これはどういふ理由によるわけですか。

○政府委員(木田宏君) この参事は、筑波大学が国立学校でございまして関係上、やはり非常勤の国家公務員といふことになってくるわけにございまして。確かに東京教育大学で御議論がございまして、「参事は、学長が評議会に諮つて選任する」と、当然のことだといふふうには考へるのでございまして、これが非常勤の国家公務員であります関係上、法律として御提案申し上げます場合には、国家公務員法の規定の適用があるという前提で事を考えなければなりません。そうなりますと、何に法の規定によつて参事を任命するといふことだけになつてしまひまして、この大学側の趣旨が生きてこないわけにございまして。したがひまして、参事会につきましては、「学長の申出を受けて文部大臣が任命する」といふふうには、国家公務員法の特例を書かしていただきました。学長の申出を受けて文部大臣が任命する」といふことは、その趣旨は、大学が基本計画に書きまして「学長が評議会に諮つて選任する」といふ内部手続を前提にしておるといふふうには御了解を願ひたいといふふうには考へます。

○内田善利君 それと、今度は副学長ですがね。副学長は、教育大の案には「複数制とし、研究・教育・管理等の職務を分担し、学長を補佐する」と、このようになっておりますが、法律は五名にふえておるわけですね、これはどういふわけですか。○政府委員(木田宏君) 副学長につきましては、学校教育法の五十八条でございまして、一般的に副学長を置くことができるという規定を加えていただきたしました。筑波大学の項には副学長を設置する規定そのものは置いてございせん。人数も法律で規定したものでございせん。副学長を置くことができるという一般的な規定を受けて、予算上五人の副学長を筑波大学に予定をさせていたでございまして。五人になりました

のは、創設準備会で東京教育大学の関係者及び準備会の関係者で論議をいたしました結果、五人必要であるという御意見になりましたので、その御意見に沿って予算の措置をさせていただいたと、こういう次第でございます。

○内田善利君 それからも一つは、自由研究期間構想があるわけですが、文部省案ではなくなっております。これはどういふわけですか。

○政府委員(木田宏君) この東京教育大学が基本計画で御論議されました際のいわゆるサバティカル・イヤーで教官がある一定年限のあと長期の休暇が取れ、勉強ができるという御要請が入っておったかと思ひます。で、これは実は公務員制度一般にからむことでございまして、今回御提案申し上げております際に、国立学校の教官一般に關連いたします公務員制度の問題につきましましては、なかなか筑波だけの特別な扱いということが困難でございますので、大学の設置というところを中心と検討をし、準備をさせていただきまして、公務員の身分上の扱いにつきましては別途次の機会にゆだねさせていただきますと、こういうことでこの御要請を加えてないのでございます。

○内田善利君 もう一つお聞きしますと、付属研究所が文部省案になつてなくなつてきておると、これはどうですか。

○説明員(大崎仁君) 御指摘のように、教育大学の基本計画案では研究所ということで十研究所を列挙しておりますわけですが、ただ、基本計画案にもございまして、新大学に設置される研究所は原則的にプロジェクト研究所の形態をとるといふことが書いてございまして、これは御議論の過程で承知しておりますのは、研究所といふ名前をかりにつけておりますけれども、考え方としては、従前の大学に見られる研究所と異なりまして、プロジェクトごとに研究組織を編成して、プロジェクトの目的が達成されれば解消して新たなプロジェクトにまた取り組むという性質のものであるというふうに了解をされておるわけでございます。この御構想を受けまして、準備

会等で検討いたしました結果、研究所という名称を使ひますことが、旧来の研究所と同様の性質を持つていふような誤解を招くのではないかと、ことにございまして、プロジェクト研究組織、特別プロジェクト研究組織というよりな形で準備会の案では位置づけられておりました、教育大学側とされても、それにつきまして御了承になつておられるわけでございます。ここに、基本計画案に掲げられております十研究所のうち、当面これをもとにいたしまして三つのプロジェクト研究といふものが現在予定をされておるといふことでございます。

○内田善利君 二、三、こうして大学案と文部省案を比較しながら聞いてみたわけですが、教育大学の四十六年六月の最終案といひますか、これがどこかで手直しされて、こういう文部省案になつたと思ひます。これを教育大学の側の了解を得られたのか、もちろん得てあると思ひますけれども、その手直しをされた機関、経過をお聞きしたいと思ひます。これだけ手直しされている以上は、どこかで手直しが了解を得ていなければ自主的改革とは言えないのじゃないかと、このように思ひます。お聞きしたわけですが。

○説明員(大崎仁君) 先ほど局長から申し上げましたように、教育大学では、基本計画案発表後、基本計画案を基礎といたしまして具体的な計画を検討いたしましたために、学内に新大学開設準備委員会といふものを設けまして、四十八年の二月ごろまでに四十回以上の会議を開いたといふふうに承っておりますが、その開設準備委員会の審議の結果が、文部省に置かれております新大学創設準備会に案として教育大学側から御出席になつておられる委員等を通じて御提出あるいは御提言になつておりました。それをめぐつて準備会ではいろいろ御審議をいただき、また、その結果が開設準備委員会に議論されるというよりな過程を通じて、次第に具体化されてきたものでございまして、現在、さきに提出申し上げました資料にございま

す筑波大学の全体計画案といふものにつぎましては、東京教育大学の評議会においても全く御了承をいただいております。

○内田善利君 その筑波新大学の創設準備会ですけれども、これに出席された教育大学の教官、これは正式な代表といひますか、そういう形で出られたわけですか。

○政府委員(木田宏君) 東京教育大学の御推薦をいただいて、私どものほうで御委嘱を申し上げるということにさせていただきます。

○内田善利君 そうしますと、やはり教育大側の了解は得たと、こういうことですね。

○政府委員(木田宏君) そのように私も考えておる次第でございます。

○内田善利君 六月十五日の衆議院の審議で、木村東京教育大学の教授が出席されました。この方は筑波移転については賛成派だったわけですが、創設準備委員の専門委員でもあったこの木村教育大学教授が、教育大側と文部省側の間に意思の疎通を欠いて断絶しておると、このように述べておられるわけですが。これは移転賛成の方なんですけれども、しかも、創設準備委員の専門委員であつた方なんです。こういう発言があつておるといふことは、やはり教育大側でこれだけ評議会有るいは参考会等と、四十六年の六月にできたものがこれだけ手直しされておるといふことになりまして、しかも、こういうふうに意思の疎通を欠いておると、断絶しておると、こう述べておられるわけですが、何かこう、私たちはタッチしておりませんからよくわかりませんが、タッチされた先生がこうおっしゃつておられるわけですが、何か押しつけみたいな事実があつたのではなかつたか、そのように思ひますが、そういう事実があつたのかどうか、いかがですか。

○政府委員(木田宏君) 私も、木村先生のその参事人としての御意見お述べになりましたときに聞かしていただいておりますが、私の記憶に間違ひがないと思ひますが、木村先生は、東京教育大学が最初学系の数について十八といふふ

うに意見をまとめておつたんだと、ところがそれがいつの間にか十八ではなくて二十六にふえた、こういう点を例示にあげられておつたかと思ひます。そして、この二十六にふえたことにつぎましてどうも十分に承知していなかつたんで、いつの間にかこういふふうに変つたといふようなお話がその前とところで出ておつたかと思ひます。これは十八の東京教育大学で大きくくりとまとめられました学系につぎましてその後学内での御意見その他いろいろと出てまいりまして、それらを全部取り上げて二十六といふふう

に最終的に大学側との御相談をさせていただきまして、おそらくは、先ほど申し上げました大学の中でも、新大学開設準備委員会等の御論議が続いてきたものと思ひますけれども、大学の中も二十の専門委員会を持つほどの準備委員会でございます。いろいろな御議論の過程で逐一御承知になつていないという方があつたのかと思ひます。でございますが、木村さんが例示にあげられました学系の問題につきましましては全くそこがなかつたといふふうに私は考えております。

○内田善利君 この筑波大学法案は、国立大学設置法の一部改正という非常に異例な形で、私に言わせれば提出されておられるわけですが、まあ、その問題は後々たびたび出てくると思ひますけれども、この筑波大学法案が、いわゆる筑波大学一校の問題ではなくて、全大学の問題があるといふことは先ほどの答弁ではつきりしておるわけですが、まあ、その点から質問するわけですが、東京教育大学の自主改革を尊重すると、まあ文部大臣もおっしゃつておられるわけですが、これは教育大だけではなくて他の大学でもそうした自主改革案が出てくればこれを取り上げていくんだと、こういうことですか。

○内田善利君 取り上げていくんだと、そのように考えておるといふ御答弁ですが、六月の十三日の木田大学学術局長の答弁によりますと、

「学長、学部長選挙に職員あるいは学生を参加させるというような改革案は自主改革とは考えておりません。」という答弁があつてゐるわけですね、六月十三日の答弁です。そうしますと、いま、文部大臣は筑波大学と同じように他の大学から自主改革案が出れば取り上げていくということですが、これも、そうしますと、これは一つの例から考えるわけですが、そしてこの教育大学の四十六年六月のまとめと文部省による準備会の手直しというよりなことからやはり文部省の、まあはつきり言えば、文部省に気に入つたものであれば大学の自主改革になると、気に入らなければこれは大学の自主改革にはならないと、そういうふうな受け取れるわけですが、そうすると、結局、大学の自主性は認められないということになりはしないかと、そのように思ふんですけれども、いかがですか。

○政府委員(木田宏君) 私の答弁に關することです。ごさいいますので、私からまずお答えさせていただきます。

教育の人事について、学生、職員の参加を認めるかという意味のお尋ねでございました。これは、私は、大学自治、学問の自由という基本問題にかかわることです。大学という基本問題ではないというふうに考えております。大学の自治——申し上げるまでもございせんけれども、教育、研究の場が教育、研究を担当する者の手によつてその考え方で処理をされていくということが大事であるというのが学問研究の自由であり、それをまあ大学の場で保障しようというのが大学の自治だといふふうに考えておるのでございします。そういう観点から教育、研究を担当する者の人事につきましても教育、研究を担当する者でできるだけの議論を詰めていくというのが今日の教育公務員特例法その他の考え方になつておるものといふふうに私は理解をしております。教育の人事あるいは部局長の人事等につきましてその教育者、研究者の仲間以外の人が参画をするという考え方が絶対にないわけではございません。諸

外国におきましても理事会で教育、学部長その他の責任者の選考をやるという例もございします。そういうことも、日本でも私立の大学その他では行なわれておるわけではございますから、それらのことを一切否定しようというつもりはございせんけれども、国立大学の中でいわゆるアカデミックフリーダムというものを大事に考えてまいりますならば、教育、研究を担当する当の責任者以外の人がその人事に参画をするということにつきましてもはきわめて慎重でなければならぬといふふうに考えるのでございします。私は、それも一つの改革とは思ひますけれども、この学問の自由、大学自治の基本に触れるような問題につきましても軽々に考えるべきでないという意味で御答弁を申し上げた次第でございします。(学長はどうかなと呼ぶ者あり)

○内田善利君 まあ、いまおっしゃつたことは、確かに、その教員の人事ですか、教育者といひますか、教員の人事は学生や職員が参加すべきものではないかと思ひます。そう思ひます。しかし、いま声があつておりましたけれども学長ですね、学部長、これは管理職ですから、だから教育、研究の内容を掌握するといひますか、そういう立場ではなくて、管理するといひますか、そういう場合には、やはり管理の対象の一員である学生、職員、これは選出に携はることは私はいんじやないかと、そうした自主改革案、これは認めていいんじやないかと、このように思ひますが、これもいけませんか。

○政府委員(木田宏君) 私見にわたりますけれども、一つのお考えであらうとは思ひます。しかし、大学の管理者の人事につきましても現在の制度を変えるといふことを考えるといひます。ならば、これはアメリカやヨーロッパ、ソ連等も含めまして諸外国の大学で考えられておりますように、もっと大学をささえる部外の人とその管理責任者の選考に参画をするといふことが論議としては先だといふふうに考えます。大学の場を大学の中だけで象牙の塔にするといふことではなくて、

大学を社会の中の大学として考えるならば、大学の管理責任者につきましても諸外国でとられておるような理事組織を一般的に考えるといふことも考えておかねばならない論点だと思ひます。でございます。ですから、そういうことと無関係に学内の関係者だけの参加が先行するといふことは適切でない、私見でございしますけれども、私はそのように考えております。

○内田善利君 これは筑波新大学に關する基本計画案、四十六年六月の教育大学の案ですけれども、この一番最後に「学生の地位と生活」、いま学生参加の問題が出ましたので、これが一番最後にまとめであるわけですが、私は、この程度、教育大学で考えられた「学生の参加」といふこの内容は、四、五ページにわたつておりますけれども、これを読みまして、非常にいい考え方ではないかと、このように思ふわけですね。学生参加については相當書いてあるわけですが「新大学と学生」といふ項ですね、「学生の地位と役割」、それから「参加の方針」、「参加の意義」、「それから「参加の方針」、「学生の生活」、「経済生活」、「学生の宿舎」、「課外活動」、「福利厚生」、「人間交流」、そういった項目に分けて「学生の地位と生活」といふことで論文がまとめられております。非常に内容としては学生参加をよくまとめたところ、このように思ふんです。そういった点から、いまの考え方も、教育という立場で選出するといふんじやなくて、やはり、管理される立場から選出をする、こういう行き方できた場合には、私は、これはむげに悪いといふことにはならないと思ふんです。いま局長さんの答弁によりますと、外国の例を引かれたわけですが、やはり私は、この辺までは学生参加といふことを考えていんじやないかと思ふんです。法案には、全然学生参加についてはうたがはれてないわけですが、この辺までは許されていんじやないか。また、教育大学から出ましたこの第六章の「学生の地位と生活」、この程度のことならば私は認めていいと、このように思ふんですけれども

も、これはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(木田宏君) 学生が大学で行なわれる教育、場合によれば研究に直接の関心を持つておるものでございしますから、そういう教育、研究または学内の生活問題等につきまして、積極的な意見を述べ、そうした学生の意向をくみながら教育が行なわれる、学生生活も行なわれるといふことは望ましいことではございまして、私も、教育大学がまあまとめになりました基本計画の中の「学生の地位と生活」に書かれております考え方にございましては、全く同意でございます。ここに書かれております個々の事項につきまして、そのすべてに対応できるだけのたとえば経済的な余力その他が努力していかねばならぬといふ課題もございしますが、考え方につきましては別段異を立てるものはないと思ひます。しかし、ここに書いてあります考え方は、この学生「参加の意義」にいたしましても「参加の方針」のところは述べられておることにはいたしましても、大学の管理責任者の人事に参画をするといふような御意見は含まれていないといふふうに考えております。

○内田善利君 「学生の参加」のところの「参加の意義」のところ、「学生の地位と役割」に於いて、学生が大学において、より豊かな学業生活を継続していくためには、大学の運営や意思形成過程に全学生の意見・要求・批判等を反映する何らかの制度的な保障が与えられなければならないであらう。」と、このように書いてあるわけですね。三番目には「教官・職員がそれぞれ固有の使命と役割をもつていようように、学生もまた、その独自の地位と役割をもつものであるから、学生が教官・職員と同等の立場で全面的に大学の管理運営に参加することはありえないであらう。すなわち、その理由としては、次のことが考えられる。」「学生は大学に在學する期間が短かいので、長期にわたつて責任を負わねばならない事項の決定にあずかるのには適當ではない。」「年齢からいっても、知識や経験が狭いので、教官と同等に

みることはできない。「学生が大学へ入学して
くるのは、本来、学業のためであって、総合的な
判断を必要とする大学の管理運営への参加を目的
としてはならないはずである。」「以上からして、
学生の参加にはおのずから「その責任を負いうる
範囲内において」という限界がある。」との学生
の参加にはおのずから「その責任を負いうる範
囲内において」ということなんですから、やはり
学生の参加というものは、最初にもありましたよ
うに、「大学における管理運営面への学生の参加
が所期の目的を達成し、その効果を十分に発揮す
るためには、学生の提示する諸々の意見や要求な
いし批判が十分に建設的であり、積極的な意欲の
もとになされなければならない。」こういうこと
もありまして、「その責任を負いうる範囲内にお
いて」学生参加を認めるべきではないかと、そ
のように思うわけです。

それと、「学生の参加は、その理念ないし考え
方からすれば、すでに国内国外を問わず世界的趨
勢ではあるが、実際にはまだ大学改革案のうち
に示されているか、または実施の緒についた段階
である。」というふうに、「学生の参加は、その理
念ないし考え方からすれば、すでに国内国外を問
わず世界的趨勢である。」こういうことですから、
それから最後には、「参加の有効性を認め、実現
可能な事項から制度化を進めるとともに、その改
善についての柔軟性をつねに留保しておくことが
望ましい。」と、こういう参加についての内容があ
るわけですが、私はやはり、先ほどの責任の範囲
内において学生参加を認めていくべきではないか
と、このように思っています。

○政府委員(木田宏君) いま御指摘になりました
考え方には全く同感でございます。お読み上げい
ただきましたように、「学生が教官・職員と同等
の立場で全面的に大学の管理運営に参加すること
はありえないであろう。」と書いてございます。そ
の理由を御指摘がございました。しかし、学生
が、教育・研究の場で学生としての位置づけを考
えて、それが伸び伸びとしたものになっていきま

すためには、「学生の意見や要求を生かす方向」
というものを学内で考えておかなければならぬこ
とは当然でございます。でございますから、この
「参加の方針」のところにもあげてございますよ
うに、「大学の意思決定の最終段階に学生が参加
するのではなく、意思形成の過程において」い
ろんな「意見や要求を生かす方向をとる」というこ
とは私は必要なことであろうと考えます。特に、
教育内容あるいは学生の生活問題等につきまし
て、そうした学生側の意向をくみ取るといふこと
はきわめて大事なことでありふらうに考えてお
ります。

ただ、これは、法案の中には、こうしたことま
で規定していただいております。それは、教
育内容あるいは教育そのものにつきましては、あ
げて大学にゆだねておることでございます。法
律案としては、大学の基本的な組織だけを書か
していただいておりますので、こうした考え方は私
どもも同感でございます。大学の方針は私
どもの形としてはなくて、大学の運営そのものとし
て期待をいたしたい、こう考える次第でございま
す。

○内田善利君 そうしますと、学長、学部長の選
出、これにはやはり学生が参加すべきであると、
そういう自主改革案が出た場合には、文部省とし
てはどのようにされますか。

○政府委員(木田宏君) いまの点につきましては
は、先ほどもお答え申し上げましたように、事柄
につきましても慎重に対処しなければならぬとい
うふうに考えております。

○内田善利君 これは六月十三日ですが、局長は
「文部省は大学からの御要請に對しまして、私
どもとして国会に御説明できるような内容のものに
取りまとめさせていただきます」ということは当然かと
考えます。六月十三日の答弁ですが、国会に説
明できるような内容という答弁ですけれども、国
会に説明できるような内容というのは、どうい

○政府委員(木田宏君) 基本的な制度の改革につ
きましては、政府から取りまとめまして、法律案
の改正その他あるいは予算に類することもあろう
かと思っております。御提案申し上げ、御承認
をいただかなければなりません。そういう意味
で、私どもが国会で十分御審議をいただき、御説
明も申し上げ、そして御賛同を得られるような
内容のもの、こういう意味でございます。

○内田善利君 ということは、大学から出た自主
改革案をやはり国会に提出するためにチェックを
する。文部省としてはチェックするということ
ですね。

○政府委員(木田宏君) 今回御提案申してござ
いますように、たとえば学部制をとらない案という
のはやはりこうして国会での御審議をわすらわさな
ければなりません。それだけの御提案申し上げる
につきましては大学の意見もございしますが、それ
を私どもがかわって御説明できるだけの内容のも
のとしてわれわれも検討していただくというこ
とが必要になろうかと思っております。そういう意
味で、大学側の提案でそれを法律事項として御審議
をいただけるようにいたしますためにはわれわれ
も勉強をし、御提案申す責任者としての責めを果
たしたいと、こう考えておる次第でございます。

○内田善利君 そうしますと、やっぱりチェッ
クをするわけですから、基本的な問題については大
学の自主性は認めない場合もあると、こういうこ
とですね。

○政府委員(木田宏君) 国立大学は政府、国会を
離れて存在するわけではございませんので、そこ
まで全く自由だということには相ならぬかと思
うのでございます。そういう意味で、私も申し上げ
ておるわけでございます。

〔理事補正後君退席 委員長着席〕
しかし、これは国立学校設置法にもほんとうに大
学の組織、運営の基本的なことだけが書かれてお
るわけでございます。それ以外の幅広い教育・
研究につきましては、すべて大学の自主的な活動
にゆだねるという考え方に立つておる次第でござ

います。私どもも、この法令の規定に規定されて
おります事項以外のことににつきましては、すべて
大学にゆだね、大学の教育・研究活動に待ちたい
と、こういう考え方であります。

○内田善利君 関連してお聞きしますけれども、
学校教育法五十三條の改正で「大学には、学部を
置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育
研究上の目的を達成するため有益かつ適切である
場合においては、学部以外の教育研究上の基本と
なる組織を置くことができる。」となっているわけ
ですけれども、この「有益かつ適切である場合」
はというこの「有益かつ適切」これはどこで、だ
れが判断するわけですか。

○政府委員(木田宏君) 学校教育法の第六十條で
「大学の設置の認可に關しては、監督庁は、これ
は文部大臣でございますが、「大学設置審議会に諮
問しなければならぬ。」という定めにならな
ります。したがって、学部によらない組織を
設けようとした場合は、このやはり大学設
置審議会に諮問をして、その可否を御検討いた
さうと、こういうことに相ならぬかと思ひます。

○内田善利君 そうしますと、今回の筑波大学法
案の学系、学群構想は、この大学設置審議会に
いはかられたわけですか。

○政府委員(木田宏君) この国立学校につきまし
ては、最終的には国会での御審議をいただくわけ
でございますが、筑波大学が、いま御指摘がござ
いましたように、学部制によらないということ
でございますから、その考え方につきましては、
私ども、大学設置審議会にもう一年以上前にな
らうかと思いますが、筑波の構想がまとまってま
いましたところから並行して御検討をいただいま
いました。そして、今回、こういう形で法律案
を御提出申し上げるにつきましては、事前に大学
設置審議会にこの法律案の考え方についての御意
見をお尋ねをいたしまして、四十八年の、ことし
の一月二十七日、大学設置審議会の総会におきま
して、御提案申し上げているような法律改正手続

を進めることについての御了承をちょうだいした次第でございます。

○内田善利君 少し話題を変えますが、昭和四十九年度の予算についてですが、ここでお聞きしておきたいと思うんですけれども、四十九年度の文部省の概算要求は、国立体育大学、放送大学、新構想の教員養成大学、新芸術大学など、六種類の新大学の創設準備費が計上されておるわけですが、このような大量の新大学を創設するための予算を計上したことはないと思うんですけれども、これはどういふ構想に基づいて、こういう要求が出されたのか、お聞きしたいと思います。

○国務大臣(奥野誠亮君) 従来から、大学改革の問題につきましてもいろいろな御議論がございましたし、また、数年来予算の御承認をいただきましたし、調査会を設けて検討してまいりましたものもあつたわけでございます。放送大学、大衆に開かれた大学をつくっていただきたい、これはもう数年来続いている検討課題でございます。だんだんと具体化してまいってきているわけでございます。また、四十八年度の予算におきまして工業高等専門学校卒業者を受け入れるような高等教育機関をつくりたいというところについての予算もお許しをいただいております。そのほか、今日の時代を迎えましてな不足する分野もございまして、また、新しい科学の発展に伴いまして、大学につきましてもいろいろな学問の振興をはかっているかなければならないという問題もあつたりいたしました。四十九年度にかなり多彩な高等教育機関の設置の準備を始めたいということでの予算要求をいたしましたわけでございます。

○内田善利君 まあ、いまこうして新大学、筑波大学について議論がされておるわけですが、けれども、来年度の予算でさういふ概算要求ですけれども、いま大臣のおっしゃったような六大学、六種類の大学の準備費が計上されたというところについて、もう少し、それぞれその内容、経過等をお教えいただきたいと思うんです。

○政府委員(木田宏君) これからのわが国の高等教育の進み方を考えてまいりますと、進学率だけをとって見ましても、過去五年間に二二%も同年齢人口比が上がるというほどの急激な大学進学率の状況でございます。これから十年先等を考えておきますと、今日同年齢人口の約二八%が、十年たてば一〇%近い伸びを示すということになるであろう。ことによりまして二二%と高く伸びるかもしれません。過去五年間に二二%伸びたわけでございます。測しなければなりません。しかし、そのためにはほらうっておいてなるわけではございませんので、いろいろな政策課題というものを進めていく必要があろうかと思つてます。どういふふうに進めてまいりましょうか、それに対応する施策を打ち出していかねばならないというところが今日の考え方でございます。また、その際にいろいろの新しい措置を加えていくことが必要でございます。そのうちから内田委員にも、いろいろと御指摘をいただいております。放送大学なども、その最たるものの一つでございます。既存の大学の考え方も、いまいせんけれども、キャンパスのないという大学を大学として考えていくというふうな構想をもう数年にわたって準備を続けておるところでございます。また、放送大学につきましても、すでに実験番組その他いろいろと出してまいりました。が、現実には大学の創設に取りかかる場所も予定をしたい、さういふ予算を四十九年度には実現をしてみたいというふうな考えをしております。

そのほか、教員養成につきましても、今後の小学校教員の養成増という大きな課題もございまして、その際、今日まで言われております教員養成のやり方について改善を加えなければならぬ。この改善策を進めていく、こうした課題が少しでも前向きに進んでいくような努力というものを

を私どもとしてはしてみたいということで、新たな大学を考えます際に、そうした新しい大学をつくるべく創設準備にかかってみたいというふうな考えをしております。

技術科学につきましても、大臣申し上げたとおりでございます。また、体育、芸術について、いままでと違ったユニークなものを考えられないかという御下命でございます。さういふことで、これは、構想につきましても検討をそれぞれ所管のところで進めていくというふうな心づもりでございます。いづれにいたしましても、いま四十九年度の要求予算といたしまして、文部省から大蔵省へ提示したものでございまして、今後、財政当局とも協議を詰め、四十九年度の正式の予算として進められた段階でまた具体化したと思います。

基本的には、今後の高等教育の拡大という方向に沿つて、その中で既存のパターンだけでなく、新しい夢というものを取り進めていくということが必要である、こういう考え方に立つておるものでございます。

○内田善利君 非常に絵花的で、大学の多様化というところでいいように思われますが、これらは一切私は中教審路線に沿つた大学構想である、そのように受けとめます。文部省がいよいよ積極的に中教審路線による大学構想に着手した、このように受けとめてもよろしいですか。

○政府委員(木田宏君) いま、中教審路線という御指摘もございましたが、私どもの理解は、世界の大勢が、あらゆる国におきまして高等教育の拡大と多様化、そして制度の弾力化という方向に進んでおる。わが国におきましても、さういふ方向を積極的に取り入れるべきだという考え方に立つものでございます。中教審の考え方も、まさにさういふ考え方の御意見が述べられておりまして、これまでとつてまいりました大学制度が唯一のものでない、もっといろいろな改善、くふうを加えてみたらどうかという考えが随所に出ておる

わけでございますから、その方向は、世界の大勢に沿つたものであるというふうに考えておる次第でございます。諸外国でどんどん進んでおります大学改革、日本におきましてもできるだけ青年層の期待にこたえるような新しい大学をつくっていくという努力をしなければならぬ、このように考えておる次第でございます。

○内田善利君 現在、文教委員会は、こうして筑波大学法案を審議しておるわけですが、しかも、この法案は非常に大きな問題が含まれておるわけですが、さういふ中教審路線に沿つた筑波大学についてさうして慎重審議しておる中で、このような大量の大学の創設について予算要求をされたということはやはり問題だ、このように思うのですけれども、大臣はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君) 私たちは、中教審路線ということばをお使いになりましたけれども、そのような硬直的な気持ちはさらさらございせん。いろいろな各方面の御意見を伺いながら、できる限りの合意のもとにより文教政策を進めていきたい、その一念でございます。でありますだけに、中教審答申の中でいろいろの問題があるといま積極的に御指摘いただき、また、それらの議論を重ねながら、よいものは進めていったらいいだろうし、また、新しいものも発見できればそれを取り上げて進めていくことが国民にとって大切なことじゃないだろうか、さういふ気持ちでおるわけでございます。決して硬直的な姿勢で貫いていくというふうな考え方は毛頭持っておりませんので、ぜひ、いまのおこたはむしう考え直していただきたいというふうにお願いを申し上げておきたいと思つてます。

○内田善利君 私たちは、教育の問題については、やはり国民の合意が得られなければならぬ。教育はなし得ない、このように思うわけです。大臣からいまま同様の御答弁がありましたと思うのですが、筑波大学法案についても、やはり国民

の合意が得られることが大事だと、このように思
うわけです。しかし、現在この場で審議をしてい
る筑波大学法案、これは多くの問題があることは
いままでの審議の中からはつきりしてきたわけ
ですけれども、その審議を通して筑波大学法案に
ついてのいろいろな問題を国民の前に明らかにし
て、そして国民が教育を進めていくんだ、そして
国民の納得のいく筑波大学法である、このよう
にすべきだと思います。そういうことからこうし
て審議、論議をかわして行くわけですが、その
中、審議を通して、教育とはどういうものか、
そして筑波新構想大学はこれならばという国民
的な合意を得る方向へいきたい、そのように考
えて私も質問をしているわけですが、文部省は、
その一つの志向としての筑波大学の法案をいま審
議中に、この六つもの新構想大学を予算要求され
た、ここに私は国会審議というのには国民のため
にあるのだ、そして教育問題は国民の合意が得ら
れなければいけないのじゃないか、こういう考え
方からいまの質問を私はしたわけですが、もう一
度大臣にお答えいただきたいと思うのです。

○国務大臣(奥野誠亮君) 筑波大学は十年越しの
問題でございます。やはりこの際決着をつけて
いたいただきたいのだと、かようにお願いを申し上
げたわけでございます。同時にまた、先ほど大学
学術局長が御説明申し上げましたように、筑波大
学と文部省との関係は、他の国立大学と文部省と
の関係を全く同じでございます。そして筑波大学
の今後のあり方、それは筑波大学の皆さん方がお
きめになることでございます。国立大学すべてが
学部方式でなければならぬことはない。やはり
筑波大学が希望されるならば、学部の壁をはず
す、そのこともまた特色のある運営ができるん
じゃないだろうか、あまり画一的に考える必要は
ないじゃないだろうかという気持ちがある方には
非常に強いわけでございます。大学の自治を尊重
すべきだということが絶えず言われているわけで
ございますけれども、それならば筑波方式を認め
てくださったらいじゃないかと、こう私はお願
いをいたしましたわけでございます。

いままた、新しいいろいろな大学を考えている
という御指摘がございました。積極的に考えてい
きたいと思っております。しかしいずれにいたしまし
ても、国立大学として設置します場合には、国立学
校設置法の改正ということで、国会の御審議をい
ただくわけでございます。日本の大学、国立大学
につきましても多様なものを用意していかな
ければいけないんじゃないだろうか、こう考え
ておるわけでございますけれども、それらのあり
方につきましてもやはり基本方針は別にいたしま
して、それぞれの大学の自治、運営にゆだねてい
くべきだ、基本的には、そのような考え方は変え
ていないわけでございます。六十年代には、四
〇%の人が大学で学べるようにしたいと、こう考
えているわけでございますし、いままでの国立大
学の姿を見ておられますと、やはり学部にふさわし
い環境をつくってあげるべきじゃないか、筑波大
学がその第一歩でございます。私たちがこれから
多くの大学をつくるにあたりましては、積極的に
新しい学園、学部にふさわしい環境を整えてあげ
たい。やはり国力もこれだけ充実してきたわけ
でございますので、福祉の充実もさることながら、
文化の香り豊かな予算をつくってほしいという
のが文部省にございます者の一致した願望でござ
います。そして、積極的にいままでとは違って、国立
大学も国の予算の上で多数取り上げてもいい
い、しかも、それを新学園の形においてより多く
取り上げてもらいたい、こういう期待を持って
おるわけでございます。いずれにいたしまし
ても、個々に国会において設置の場合には御審議
いただくわけでございますので、またその間にい
ろいろとひとつお知恵をお貸しいただきまして、
できる限り皆さん方の合意のもとに、よい大学が
どんどん生まれてくることに私たちとしては努力
をいたしてまいりたいと思っております。

○内田善利君 大学設立についてあるいは拡充計
画についてですけれども、いままでの大学設置に
ついての計画といえますか、非常に私は戦後野放
しというか、乱雑であつた。その結果、ある新
聞の社説で挙げたけれども、現在、都道府県別に見た
場合、大学の進学率は東京都の場合には同一年齢
の人口の二人に一人が進学している。そういうと
ころがある反面、今度は青森県のような場合には
七人に一人しか進学していない。わずか一四%と
いうような非常にアンバランスができておるわけ
です。したがって、先ほどから問題になりました
私立大学等では収容力をふやして赤字をカバーす
るために水増し入学を行なった、中にはいままで
定員の十倍ぐらいの——これは医大ではありませ
んけれども、学生を入学させたところまで出てき
た。こういった事態を招いたというのは、やはり
国・公立大学の拡充あるいは私立大学の拡充、こ
れが非常に無計画に、大学設置についての認可制
度が設置基準に合つておれば認可するという仕組
みですからやむを得ないとしても、非常に乱雑に
大学が設置されてきた。そういうことから私立大
学の四八%は東京の二三区に集中してしまつた
と、また国・公立大学の人文、社会科学系の学部
は学生数の二四%なのに、私立大学は六四%を占
めると、こういった非常に大学の設立状態がアン
バランスに今日まで設立されてきた。そういうこ
とを考えますときに、やはり大学の拡充計画、こ
れは相当慎重にやらねば、いよいよ東京に集ま
る、大都会に集まる、そういうことになると思
うんですね。そういうことで、筑波大学の設立
についても慎重に審議されて、筑波の——あした
視察に行くことになっておりますけれども、そう
いった学園都市に移転する、教育大学が移転する
というところでいま審議が行なわれているわけだ
が、やはりこういった根本的な大学の拡充計画と
いうのがなされないと、ただやみくもにつくつて
いったのではまた混乱を生ずるのではないかと、
このように思ふわけです。したがって、新大
学構想についてですけれども、やはり国民の納得
のいく方向で設立については慎重に計画を立てる
べきじゃないかと、このように思ふわけです。そ
ういったことからお聞きしているわけです。

○国務大臣(奥野誠亮君) いま、御指摘になりま
した点、私たちが問題点だとしておるところでござ
います。そういう問題の解決のためには、やは
り場合によつては立法措置も必要になってくるの
じゃないだろうか。そういうことも含めて対処す
べき方法を考え出していきたい。そして国会の御
審議をわずらわしむと、こういふふうに考
えておるわけでございます。現在、高等教育懇談会に
おきまして、六〇年代までに四〇%の人たちを迎
え入れる。それじゃ、どういふ地域に、どういふ
種類の学校を、どの程度設けていくかというよう
なことになるわけでございますので、各省の協力
も得ながら将来どういふ学問を終えた人たちが社
会がどの程度必要とするようになるだろうかとい
うようなことについても御検討をいただいてお
るわけでございます。それを国・公・私立どのよ
うに責任を分けていくかというようなことにも
なつてまいりますので、同時にまた、先ほどちょ
っと触れましたように、新学園——いままでの大
学、必ずしも学部にふさわしい環境ではない。そ
れだけに、そういう地域を確保することもたいへ
んなことでございます。慎重もつけようですけれ
ども、あまり慎重にしておられますと私はほんとう
に土地が得られなくなるんじゃないか、こんな感
じもするぐらいでございます。それなりの立法
措置その他のことも大切でございますけれども、
かなり積極的な姿勢で今後の高等教育の整備に当
たつてまいりませんか、私は、今後の変化に対応
できないんじゃないだろうかという心配を持って
おるわけでございます。大学の改革ばかりでなし
に、大学院の改革につきましても積極的に取り組
んでいきたい、こういう気持ちを非常に強く
持つておるわけでございます。世の中はどんどん
変わつてまいりまして、これからはもう大学を出
るのは普通だと、もう一つ勉強するということに
なりますとやっぱり大学院に行つて勉強するとい
うことになってくる。戦前の大学というものは、
これからの大学院がそれに相当する役割をして
くるといふことになるんじゃないだろうか、こ

も、きわめてシステマ的な総合的な研究をとらなければならぬという課題も起こってくるわけでございます。したがって、研究を専門分化すると同時に、総合的に取りまとめられるようなシステムというものを考えていかなければならない。それだけを専門と総合ということで考えていくという必要から、筑波大学におきましては、教育のシステムと研究のシステムとを機能の上で分離をして、弾力的な研究ができ、弾力的な教育ができる、こういう教育と研究のシステムを学群、学系という形でとらしていただく、研究は学系ごとに系列別のグループをつくり出すけれども、さらに、全学的な大きなプロジェクトの研究ができるように、固定した研究所ということではなくて、プロジェクトごとにルースリーフに総合できるような研究の体制もあわせて考えたい、こういう次第でございます。

○内田善利君　まあ学系、学群という構想ですから、新しい構想ですから、利点もあり、また欠点もあらうかと思うんですけれども、学部制の弊害がどういふ形であつたのか。いまおっしゃったような専門と総合ということ、また研究もいままで学部ではやはり行なわれたと思うんですけれども、そういう研究が不十分であつたのかどうか。学部の今日までの弊害といふんですか、これをどうしても学系、学群構想にしなきゃならなかつた理由ですね、根拠ですね、これはどうでしょう。

○政府委員(木田宏君)　わが国の国立大学すべてとも申しませんが、たとえば東京教育大学をごらんいただきますと、その学部のそれぞれの歴史的な経緯が違つてございます。体育専門学校であつたり、東京高等師範であつたり、東京文理科大学であつたり、それぞれの歴史がございまして、今日、国立大学の学系は、それぞれ戦前から歴史をよつた一つの学校として運営されてきた面もございまして。そういう関係上、戦後総合大学というふうに一体に総合化を取り入れるということにはなつたのでございまして、けれども、やはり学部ごとの独立の運営ということが、

かなり基礎にまあ歴史的な流れとしても残つておりました。したがって、大学の総合的な運営という点につきましては、戦後いろいろな大学関係者がこの時点で考え直す必要があるという意見を述べておられるのでございます。学部がそれぞれの立場で発展してまいりました関係上、たとえば化学の領域を一つとしてみても、理学部にも化学の領域があり、農学部にも化学の領域があり、薬学部にも化学の領域があるというように、いろいろな学部にそれぞれ同じ系列のものが入つておる。しかも、それが歴史的に学部という一つのまとまりのワクの中で事を処理するという大学になつております関係上、なかなか相互の一体的な運営が行なわれがたい、こういう点を大学全体としてこの時点であらためて考え直してみる、そうして同じ化学の系列の人は同じ大学の化学の専門家として協力し、提携できるというふうな、この従来の学部を超えた系列別の組織というものを研究の上で考えていく必要があるということでございます。

ですから、それが組織的にやりやすくなるようにするということは、従来の学部がかかえておりました一つの壁というものを改善することになり得るものだと、こう考える次第でございます。○内田善利君　いまの学部制の弊害ですけれども、いまおっしゃつたことは私は学部の弊害というよりも講座制の弊害じゃないかと思うんですが、どうですか。

○政府委員(木田宏君)　御指摘になります講座というものの歴史的に持つてまいりました現在の状態にもいろいろ問題がある点は御意見のとおりかと考えます。

○内田善利君　私はここで、この筑波大学で新しい学群、学系のカリキュラムについてお聞きしたかったんですけれども、まあ内容が、きょういただいたのを見ておりませんが、あるいはまた他の委員からも質問があらうかと思ひますけれども、これはどこでできたんですか。

○説明員(大崎仁君)　創設準備会において検討を基本的にはされておるものでございます。

○内田善利君　創設準備会で準備されたものがそのまま新大学が発足した場合にはカリキュラムとして採用されるわけですか。それとも大学の法律はどうなつておりましたですかね、教科はやはり学長がつくるんだと思うんですけれども、準備会のつくつたものでやるのか。

○説明員(大崎仁君)　ちょっとことばが足りないで申しわけございませんでした、新大学のカリキュラムの組み立ての基本的な考え方、つまり授業科目の区分をどのような形で組み合わせるかというふうな基本的な考え方につきましては、教育大学側の御検討の成果をもとにいたしまして創設準備会で御審議をいただいたものでございまして、その成果はさきに御提出をいたしております「筑波大学の創設準備について(第一次まとめ)(改訂案)」にも記載がされておるわけでございます。ただ、個々の学群、学類で具体的にどういふカリキュラムを組むかということにつきましては、教育大学のそれぞれ御関係の先生方がそれぞれの分野につきましてその基本的な考え方を基礎にいたしまして検討を進めておられるわけでございます。本日、御提出申し上げました資料もその御検討の成果の例を提出させていただいたわけでございます。

なお、制度的には御指摘のように、筑波大学が成立いたしましたして、筑波大学の先生方の手によりまして筑波大学の教育課程が定められるわけでございますが、これは先般来御審議をいただいておりますように、実際筑波大学で教育、研究に従事されます中心となられる先生方は、現在東京教育大学におられる先生方でもございまして、東京教育大学における審議の成果というものがそのまま筑波大学が発足を見ました場合には筑波大学に受け継がれて正式に練り上げられていくというふうに理解をいたしております。

○内田善利君　カリキュラムの編成は、これは副学長が行なうようになっておりますね。

○説明員(大崎仁君)　これは、学類の教授会が基本的に原案をきめまして、ただ学類限りできま

らない事項、たとえば学群共通にどういふ科目を開設するか、あるいは全学共通にどういふ科目を開設するかというふうな問題等がございまして、それらの問題、それから学群、学類の教育課程相互間の調整というふうなことを、教育審議会というまあ審議会を設けることを予定されているわけでございますが、その教育審議会というところで各学群、学類の代表者が集まりまして、副学長がそれに加わりましてそこで調整をしていくということが想定をされておるわけでございます。

○内田善利君　実際、まあ授業する教授は、どこかでこの教育課程の編成にタッチするわけですね。

○説明員(大崎仁君)　現在学部の教育課程が、学部の教授会で御審議され、実質的に定められていくと同じような意味で、学類に所属されます教員と申しますのが、つまりは学類の教育に携わられる先生方でございますが、その先生方の集まりである学類教員会議というところで基本的な審議が行なわれるということでございます。

○内田善利君　そりでない、教授する現場の先生、教授がノータッチでは、ただ副学長がきめたそれを教育していくということであれば非常に問題だと思ひますが、そういうどこかで教授の実際タッチする先生方がこのカリキュラムについてはやはり意見を述べ、また作成していくということがなければ私はいけなかつたと思ひます。そういうことがなされるならばけっこうだと思ひます。

その次、学系についてお尋ねしますけれども、学系というのは、単に同じ専門の先生方が集まつて、本籍のような、教員としての帰属組織というものにすぎないのか、それともそこで同じ専門家集団が実際に共同で研究していく組織なのか、その点はどうですか。

○説明員(大崎仁君)　学系には御指摘のように二つの性格がございまして、まず第一の性格といたしましては、すべての筑波大学の教員は、それぞれの専門分野に属しまして学系に所属するということがございまして、その学系におきましては、

これは基本的な研究条件というものを平等に保障をされまして、その中で個別に研究に従事をされる先生ももちろんいらっしゃるし、また場合によりましては学系内部で共同で御研究をされる先生もいらっしゃるし、また場合によりましては学系を越えましての共同研究ということも想定をされようかと存じます。

○内田善利君 その学系の先生方が研究なさるその研究上の予算あるいは施設、そういったものはどのような配置になるのですか。

○説明員(大崎仁君) 施設につきましては、学系施設というものを建築上の上でも、学群施設とは一応別に独立させて現在構想されていると承知をいたしておりますが、そこで主として研究が行なわれますが、教育面でも、大学院の博士課程の指導はむしろその学系施設を中心に考えてはどうかというふうな考え方のようでございます。で、その必要な予算につきましては、これは国の予算の積算をいたしましては、教官一人当たりの額というものを想定いたしまして、いわば包括的な積算によりまして大学に配賦があるわけでございまして、その配賦された予算を学内で財務委員会あるいは評議会等の諸機関でその配分について御協議になり、その御協議の結果に基づきましてそれぞれ組織に配賦されるというのが基本的なあり方かと存じます。

なお同様の事柄につきましては、他大学でもそのような方式をとっておるところでございます。○内田善利君 今度は、学群、学類に属している先生方もおられるわけですね。その学群、学類に属している先生方の研究はどのようにになりますか。

○説明員(大崎仁君) 先ほど申し上げましたように、学群、学類に属しておられる先生方は、いわば二重所属の形になるわけでございます。したがって、たとえば哲学の教授が第一学群の人文学類で教えておられると同時に、その教授は哲学思想系に属して、そこで研究もしておられるという状態になるわけでございます。研究費の配分につきましては、学系に配当されます研究費を使

用して研究され、教育関係の経費につきましては、学群運営のために配当される教育経費を使うという形になるかと存じます。で、現在の学部につきましても、やはり研究用経費、教育用経費、まあ言いかえまして、基本的な経費をいたしましては教官当たり積算公費、学生当たり積算公費というふうな区分等もございまして、それらのそういうふうな方向での研究、教育それぞれへの経費の配分というものが学内でなされるというふうに考えております。

○内田善利君 学系でいろいろ研究がなされるわけですが、その助手、それから事務職員、人事管理、これはだれがどのようにするわけですか。

○説明員(大崎仁君) 助手につきましては、これは教官の中に入りますので、教授、助教授等と同様にそれぞれの専門分野に就いて、それぞれに対応する学系に所属するということになるかと存じます。研究補助職員の配置につきましては、現在検討されておりますところでは、各学系当たりそれぞれ学系の専門分野によりまして、学系当りに適正な数を配当するという方向で検討が進められておまして、従来はどちらかと申しますと、講座を単位にして、そういう定員配置等が考えられておった向きがございすけれども、筑波大学においては学系を単位にということにより大規模な単位ごとに研究補助職員もその学系の学問分野教官数というものと兼ね合いで定員の配置がなされるというふうに考えております。

○内田善利君 学群、学類にもやはり配置されませんか。

○説明員(大崎仁君) もちろん学群、学類にも同様の意味で必要な補助職員というものは配置をされる予定でございます。

○内田善利君 先ほどカリキュラムをきょうういたされたわけですが、これはいつでき上がったわけですか。

○説明員(大崎仁君) これは先ほど申し上げましたものは、現段階での検討の成果でございます。先ほど申し上げましたように、正式の決定というものは筑波大学の発足を待ちませんが、その最終確定ということがないわけでございますが、カリキュラムの検討自体はすでに昨年来、それぞれの教育大学の担当の組織及び文部省に置かれております準備会、それされた検討が進められておりまして、現時点で煮詰まった成果というふうにお考えをいただければよろしいのではないかと存じます。

○内田善利君 国立大学で、しかも新構想大学をいまから審議している最中なんですけれども、福岡大学、けさ取り上げて言ったのですけれども、やはり新しい大学をつくる場合にカリキュラムも検討しないで、私は審議を終われないのです。ほんとは、きょうカリキュラムの問題について質問したかったんですけれども、いま出てきて、ただどこでつくられたのか、どういう過程を経てきたのかお聞きしたわけですが、内容はまだ全然見ておりませんし、衆議院でも、この教科課程については質疑がなかったようすけれども、いま初めて出てきてここで審議しろといつても、中を見てないので、私は一番大事な問題はカリキュラムの問題だと、このように思うわけですね。だからこの点はひとつ次の委員会に内容は質問していただくとして、私は、私立大学の場合でも、一年前には設置審議会がカリキュラムを編成して教員人事まで明らかにしているんですけれども、国立大学で、きょう初めてこの内容をいただいたわけですね。私は非常にこれは遺憾だと思ふのです。これは一体どういふことなのか。

○政府委員(木田宏君) すでにお配り申し上げております「筑波大学の創設準備について(第一次まとめ)」の中に、学群におきます教育課程の編成方法といたしまして基本的なカリキュラムの考え方はごらんをいただいておりますので、この教育課程の基本的な方向につきましては、私も、私も創設準備会でも検討し、大学設

置審議会でも議論をいたしておりますが、大学設置の審査にあたりましては、その専門領域ごとにどういふ専門の教官をそろえ、学生数に対応する教官数を用意するかというワケ組みを御検討いただくわけでございますが、カリキュラムの詳細にわたりますと一々審査をするというシステムにはなっておりません。それはおのずから従来の学部のかまへ方から当然関係者が予定をしておられることかと思ふのでございます。現実のカリキュラムは、先ほど来御答弁申し上げておりますように、大学自体の、これこそ教育研究の自由の問題でございます。私どもは、その基本的な考え方と基本的なワケ組みということにつきましては、大学設置の場合に審査をさせていただくわけでございます。でございますから、どの程度の中身までの御要請とございすか、はかり知れませんが、カリキュラムの基本的な事項につきましては、すでに当初御配付申し上げました考え方と、それから若干資料の御要求によりましてそれを補充申し上げました、この教育課程の、きょう御配付申し上げたものでございす。これ以後のことにつきましては、この次第でございます。これ以後のことにつきましては、これはこれ自体もそうでございますけれども、新大学ができました、大学自体の教育内容の問題として確定していただくのははかばかございません。私は結局それに対応する人員の予算の数ということとを気にするわけでございます。それが準備できまします最小限の範囲内においてカリキュラムの議論というものを必要と考へておる次第でございます。

○内田善利君 木田局長は、一つの大学の中で学部制と学部以外の組織とをあわせ持つことは可能であると、このように答弁されておられるわけですが、その場合、どのような管理体制でいられるわけですか。

○政府委員(木田宏君) 学部制をとりますところは、おのずから学部学科という従来の構成になろうかと思ひます。学部以外の組織をとります部分

置審議会でも議論をいたしておりますが、大学設置の審査にあたりましては、その専門領域ごとにどういふ専門の教官をそろえ、学生数に対応する教官数を用意するかというワケ組みを御検討いただくわけでございますが、カリキュラムの詳細にわたりますと一々審査をするというシステムにはなっておりません。それはおのずから従来の学部のかまへ方から当然関係者が予定をしておられることかと思ふのでございます。現実のカリキュラムは、先ほど来御答弁申し上げておりますように、大学自体の、これこそ教育研究の自由の問題でございます。私どもは、その基本的な考え方と基本的なワケ組みということにつきましては、大学設置の場合に審査をさせていただくわけでございます。でございますから、どの程度の中身までの御要請とございすか、はかり知れませんが、カリキュラムの基本的な事項につきましては、すでに当初御配付申し上げました考え方と、それから若干資料の御要求によりましてそれを補充申し上げました、この教育課程の、きょう御配付申し上げたものでございす。これ以後のことにつきましては、これはこれ自体もそうでございますけれども、新大学ができました、大学自体の教育内容の問題として確定していただくのははかばかございません。私は結局それに対応する人員の予算の数ということとを気にするわけでございます。それが準備できまします最小限の範囲内においてカリキュラムの議論というものを必要と考へておる次第でございます。

につきましては、それがどういふ組織をとるかというに從ひまして、その運営管理、運営の体制がきまつてくるのではないかと、いふに考へます。

○内田善利君　まだたくさん質問したいわけですが、あれども、あと理事会があるし、いろいろ各党でも用事があるようにも思いますので、質問を保留してやめたいと思ひますけれども、この管理運営についていまお聞きしたわけですが、教育の管理といふのはどのようにお考えでしょうか。

○政府委員(木田宏君)　申し上げるまでもございませぬけれども、教育そのものは個々の一人一人の教官の活動であらうかと思ひます。しかし、大学として学生に所定の専攻を履修させるだけの教育のシステムをつくる。それを学生に与えていく、この体系を考え、体系に沿つた講義をそれぞれの教官に分担していただく、こゝろ組織づけをいたしますことは教育の管理であり、運営であらうかと考へる次第でございます。

○内田善利君　学部を廃止することによつて大学の自治は破壊されないかという質問に対して、五月九日の日に大臣は、いまの大学は学部制の大学自治だと思ひ、一つの学部にとつての問題に他の学部は何ら関与できません、このように答弁をされておるわけですが、この答弁をお聞きしまして、全学の一体性と申しますか、全学自治といふことを目ざしているんだと、このように受け取つてよろしいでしょうか。

○国務大臣(奥野誠亮君)　いまの学部自治すべてが悪いと申し上げているわけじゃないと思ひます。それで、それぞれ特色があらうかと思ひます。しいていまの学部制の欠陥を申し上げれば、学部制の大学自治になつてゐるじゃありませんか、やはり全学的な大学自治を目ざそうとすると学部の壁といふものを取りはずさなかならない、筑波構想といふものが考へられるんではございませぬ、さういふ意味でお答えをしてゐるわけでございます。

○内田善利君　そうしますと、当然学部自治に足を引つぱられないためには、学部教授会の権限を取り上げていくことになるわけですね。

○国務大臣(奥野誠亮君)　学部教授会の権限を取り上げるんじゃなくて、学部のいろいろな問題につきましても、全学的な機構のもとにそれを決定していくといふことが必要じゃないかと、こゝろ考へてゐるわけでございます。東京教育大学一つをお取り上げただけでも、私が申し上げてゐることについては御理解をいただけるんじゃないだらうかと、こゝろ思ひます。

○内田善利君　そうしますと、全学的な大学自治といふことは、現在の学部制でもできるということなんですか。

○国務大臣(奥野誠亮君)　なかなかむずかしい場合がたふさんあるんじゃないだらうか、人事一つ取り上げても学部の中だけで行なわれているといふ場合には、全学的に考へて、もう少し広い範囲から人材を物色したらいいじゃないかといふ場合にも、なかなかやりにくいのではないだらうかといふ気がいたします。一番さういふことで、問題の起こつたのは私は医学部ではなかっただらうかと、こゝろ考へておるわけでございます。人事の問題で指摘する場合に、私は医学部のかつての姿を御想像いただければ、私の申し上げてゐること御理解いただけるんじゃないかと思ひます。

○内田善利君　要するに、全学自治を中心にするか、学部自治を中心にするかといふことで、大学の管理体制も異なつてくるのは当然かと思ひますが、大臣は、現在は学部自治の制衡による大学自治だと、これを全学自治に持つていくのが望ましいと、こゝろいふことですか。

○国務大臣(奥野誠亮君)　学部ごとに教育・研究を一体として行なつていくか、それを学部ごと

にやなしに、大学ごとに教育と研究を一体として行なふといふことになりまして、学部ごとに人事が行なわれていた学部がなくなるわけでございますので、教育の系統から人を出してもらひ、研究の系統から人を出してもらひ、そして人事委員会といふものをつくるという方便をとらざるを得なくなるのではないかと、こゝろ考へてゐるわけでございます。一例でございますけれども。

○内田善利君　これはどうですか、いま管理の問題を聞いてゐるわけですが、あと管理の問題と先ほどのカリキュラムの問題が残つてゐるわけですが、次の委員会に……。

○松永忠二君　ちよつと速記をとめさせてください。

○委員長(永野鎮雄君)　速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(永野鎮雄君)　速記をつけて。
本日の会議はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後六時十七分散会

昭和四十八年十月二日印刷

昭和四十八年十月三日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局